

LIBRA

2015年 9 月号

〈特集〉

座談会 続・司法記者は語る

〈インタビュー〉

タレント/大川興業総裁 大川 豊さん

〈クローズアップ〉

2015年度 夏期合同研究



東京弁護士会

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2015年9月号

特 集

02 座談会 続・司法記者は語る

インタビュー

22 タレント/大川興業総裁 大川 豊さん

ニュース&トピックス

26 同好会制度発足記念「東京弁護士会 囲碁・将棋祭り」を開催, 大盛会!

クローズアップ

33 2015年度 夏期合同研究

連載等

28 理事者室から

30 常議員会報告(2015年度 臨時)

32 今, 憲法問題を語る

第51回 多くの人の足を留めた女性弁護士たちの街宣行動

～7月10日「女性弁護士101人」の集会・街宣行動 杉浦ひとみ

42 もっと知ろうよ! オキナワ!

第2回 はびこる沖縄の米兵犯罪～政府の弱腰外交に一因～ 寺崎昭義

44 近時の労働判例

第33回 東京地裁平成26年9月17日判決(国・八王子労基署長(東和フードサービス)事件)

近藤麻紀

46 東弁往来

第41回 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所 五嶋俊信

48 わたしの修習時代: 一期生の一人が辿った途 1期 池田浩一

49 67期リレーエッセイ: 人生経験に無駄なことはない 加藤博太郎

50 お薦めの一冊: 『イシューからはじめよ 知的生産の「シンプルな本質」』 鈴木啓太

51 会長談話

52 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

63 インフォメーション

座談会 続・司法記者は語る



弁護士として仕事をしていますと、メディアからの問合せや取材を受けることがありますし、弁護士のコメントや見解が紙面に載ったり、番組で放送されたりすることも多くなっているように感じます。

LIBRA では、2012 年 9 月号特集で「座談会 司法記者は語る」を掲載しましたが、今回新たに、新聞社、通信社に加えてテレビ局の記者にも参加いただき、その「続編」を企画しました。何がニュースになるのか、内容のバランスをどう保つのか、さらには、インターネット配信の活用、ビジュアル面の重要性など、具体的かつ掘り下げた取材現場のお話を聞くことができました。我々弁護士が問合せや取材に対応する場合、また、弁護士から情報発信をしたい場合に役立つ種々のヒントをいただいたように思います。
(上村 剛)

日 時：2015年6月23日(火)

場 所：弁護士会館 6階来賓室

出席者 *敬称略

司法記者

朝日新聞社	千葉 雄高
毎日新聞社	和田 武士
読売新聞社	小泉 朋子
日本放送協会	中島 俊樹
共同通信社	橋本 地郎

東京弁護士会

副会長	湊 信明 (50 期)
広報委員会委員長	中島美砂子 (49 期)
LIBRA 副編集長	難波 知子 (61 期)
LIBRA 編集委員	佐藤 光子 (52 期)
LIBRA 編集委員	伊藤 敬史 (56 期)
広報室嘱託	西川 達也 (61 期)
理事者付嘱託 (司会)	上村 剛 (61 期)

1 自己紹介・経歴等

司会：まず皆様のご経歴と自己紹介をいただきたいと思います。

千葉：朝日新聞の千葉です。私は2003年に入社しまして鳥取支局や兵庫県の阪神支局など地方を回った後、大阪本社で生活面の担当をしておりました。実は司法分野の取材経験はほとんどなくて、本格的に司法関係に携わったのは去年の4月からです。司法記者クラブでは、主に民事を担当しています。

和田：毎日新聞の和田と申します。私は2000年4月に入社しました。この春で16年目になります。最初は山口県の下関支局に赴任しまして、そこで6年間、サツ回り（警察担当）や高校野球の取材、いわゆる街ネタなどの取材を担当していました。7年目のときに九州の西部本社報道部に異動しまして、3年間ほど専従で警察担当をやっていました。その翌年の2009年、ちょうど裁判員制度が始まる年に裁判担当を1年間やって、その後、今の東京本社社会部に移ってきました。4年間、司法記者クラブで裁判を担当して、昨年春から法務省担当をしています。

小泉：読売新聞の小泉と申します。私は2003年入社で初任が金沢支局でした。今、朝ドラでもやっている能登にも赴任しまして、石川県内で5年間過ごし、その後、東京本社に来て、紙面のレイアウトや見出しを付ける部署に8か月ぐらいいて、その後は社会部に配属されました。社会部では厚生労働省担当を3年やり、そのときに医療の訴訟にかかわる機会がありましたが、本格的に司法にかかわるようになったのは、2013年9月に司法記者クラブに配属になってからです。地裁の刑事、民事を担当し、今は最高裁を担当しています。

中島（俊）：NHKの中島と申します。私は中途入社として、2001年に出身地である福島県の地方新聞・福島民報社に入社しました。そこで8年間、主に事件と司法を担当しまして、例えば大野病院の産婦人科医が一審で無罪になった事件を担当したり、福島県知事が逮捕された事件なども担当したりしました。そして2009年にNHKに入局しまして、初任地の山形放送局で、2011年の東日本大震災を経験し、その後、希望して宮城県の石巻市にある石巻報道室に赴任しまして、被災地の現状を伝える報道に力を入れました。その後、仙台放送局にも勤務し東北の復興の課題を必死になって考えていました。

去年の夏に東京の司法記者クラブに配属されまして、現在、東京地裁と高裁の刑事、民事の裁判を担当しています。この1年間はオウム真理教の刑事裁判の取材に取り組んだほか、福島第一原子力発電所に関連する訴訟や千葉県浦安市の震災による液状化被害の賠償訴訟など、さまざまな裁判を取材しています。

橋本：共同通信の橋本です。私は2003年の4月入社でして、初任が京都支局、それから四国の愛媛の松山支局に、それぞれ3年ずつ、その後横浜支局に2年いて、震災があった直後に本社社会部に異動しました。本社社会部では5年目になるのですが、検察担当と法務省担当を1年ずつ、消費者庁担当を2年やりまして、今年の春から裁判所担当にまた戻ってきて、今は地裁の民事裁判を担当しています。印象に残る事件として、松山支局にいたときに腎臓の臓器売買事件と、それから派生した、病気の腎臓をはたして移植していいのかという問題を取材しまして、かなり鍛えられました。

千葉：印象に残った事件ということでは、私が2006

年に兵庫県の阪神支局に赴任する1年前に、JR福知山線の脱線事故がありまして、その被害者のご遺族の取材をずっと長いことやっていました。東京に転任してくる直前まで7年間、ずっと被害者の方といろいろなお話をさせていただいて、被害者の方々がどのように関わっていくのかを取材していました。新聞記者の世界は頻繁に担当が変わるので、7年間も同じことができるというのはあまりないんですが、それが非常に印象に残っています。

東京に来てから、最近、銀座のクラブのママが行った「枕営業」が不法行為にならないとした判決の記事を書きまして、判決から1年ぐらいたって書いた短い記事があんなに反響があるとは思っていませんでした。

和田：印象に残る事件ということでは、多くの記者がたぶん同じだと思うんですけど、大体はつらい思い出か嫌な記憶しかないんです。福岡にいたときに暴力団抗争があって、どれだけ撃たれるんだというぐらい、年間2けた単位で人が殺されていってとにかく大変でした。当たり前ですが、休みの日や深夜、未明にかかわらず事件は起きるんですよ。「またか」という感じで引っ張り回されたという思い出があります。

小泉：私はやっぱり東日本大震災です。そのときは厚生労働省の担当だったんですが、現地の記者だけでは足りないので社会部からも応援に行って、私も何回か行きました。そのときに厚生労働省担当ということで、震災で孤児になってしまったお子さんたちの取材や、医療従事者の方が限られた資材の中で、どのように医療活動をしているのかといった取材をしました。そのときに、津波で8人家族のうち7人が亡くなってしまって1人残された高校生の女の子や、家も流されてしまっているのに、遺体の身元確認



朝日新聞社
千葉 雄高 氏

のために歯形の照合をずっと続けてらっしゃる医師など、いろいろな方を取材させていただいて、いろいろな意味で一番印象に残っています。

2 司法に関する取材を担当することになったきっかけ

司会：司法担当、法務省担当はご自身で希望されたのでしょうか。

和田：そうですね「やらせてほしい」と。

中島(俊)：司法に関しては前の会社での経歴があったほか、希望もしていましたので、そうした部分も考慮されて配属されたと思います。

橋本：私も裁判を希望してきました。もともと裁判所取材が好きだということか、性に合うなというものもありました。人によって考え方は違うと思いますが、社会部でいうと警察取材と、司法取材が、もちろんほかにもいろいろな省庁の取材があるんですけど、2つ大きな潮流になっています。警察取材というのは、事件が起きました、事故が起きましたという世界ですけども、司法は、特に裁判は、ある程度落ち着いて、予定を見ながら自分のペースで取材を進めることができます。また、特に民事裁判では、ありとあらゆる問題の最終的な解決の場という、そういう側面もあるなと思っていたので、取材してみたいなと思っていましたね。

千葉：私は特段、希望していないと言ったら問題かもしれませんが(笑)、漠然としたあこがれはあって、ただ、これまでほとんど経験がなかったもので、まさか来ることになるとは思っていませんでした。どちらかというと文化的な部などを志望してきました。ただ鳥取支局のときに、すごく印象に残っている裁判があって、交通事故に関係するものでしたが、本



毎日新聞社
和田 武士 氏

当に日常誰もが出会うものが裁判になって、それがかなり社会的な意味を持つということを経験したことはあったので、異動が決まったときには、よかったなと思っていました。

司会：実際に来られて、いかがですか。

千葉：さっき橋本さんがおっしゃったとおり、本当にいろいろなことが、特に民事は、いろいろなものが寄せ集まってくるところがあります。まだきちんと我々が拾ってアウトプットしきれていない部分もあると思うのですが、やっぱり来てみてよかったなと思っています。

小泉：私は希望はしたことがなくて、厚生労働省担当のときに一緒に取材していた先輩がみな司法記者クラブの出身で、その先輩たちの姿をみて面白そうだなと思うようになりました。ちょうど誘っていたこともあって、クラブに来ることになりました。裁判というと傍聴して記事を書くことしかイメージしていなかったのですが、実際にやってみて、それ以外にも、例えばオウム真理教の事件のときは、ちょうどその年は事件から20年というタイミングもあり、遺族の方とか死刑囚の家族の方とか、いろいろな人に取材する機会があって、本当に来てよかったなと思っています。

3 ニュースの扱いはどう決まるのか、インターネット配信の活用は

司会：普段の勤務では、どのような過ごし方をされているのでしょうか。

千葉：担当によってかなり違いますが、司法記者クラブは、おそらく記者の中ではかなりスケジュールが立ちやすいと思います。朝8時に来ても裁判をやっているわけじゃないので、だいたい裁判が始まる10

時前ぐらいに来て、その日にある裁判をチェックします。ただ、裁判取材は、その日あった判決は翌日の新聞に載せなければならないので、原稿を書くことに使える時間は結構短いです。夜は、裁判をやっているわけではないので、そんなに夜遅くまで取材というのはあまりないですね。

事件系の記者クラブだと、それぞれ「夜討ち朝駆け」で取材するなど、担当によって勤務はかなり違います。私が前にいた生活文化部は、記者クラブも持っていないし、そもそもルーティンとしてやらなければならない仕事がないので、自分で何かを見つけていって、とにかく人に会いに行き、というようなことをやっていると、会社にも全然行かなくて、直接取材先に行き直接帰るといった生活になります。

司会：その日にどのような裁判があるのかは、どうやってチェックするのですか。

千葉：裁判所の期日簿でチェックしています。

司会：記事を書くかどうかはどのように決まるのでしょうか。

和田：ものによりけりではありますが、例えばその日、予定していなくて、こういうことが起きました、こんな発表がありました、というときは、その日のデスクとか担当デスクに電話するなどして「原稿を出します」あるいは「出しません」と伝えます。あらかじめ見通しが立っているような、例えば裁判ですと、大きな判決があるというようなことであれば、どういう紙面を作るのか、キャップやデスクと相談して練っていきます。

司法記者クラブは、クラブのキャップと相談して決めていくようなイメージですね。法務省の記者クラブは私1人だけなので、主に担当デスクと電話で相談するという感じです。

読売新聞社
小泉 朋子氏

中島(俊)：新聞とテレビの違いでいうと、新聞のときは重要な記事があると、朝刊の紙面ができるのをチェックしなければならないので、夜の10時、11時までは絶対残らないとなります。しかしテレビの場合は、テレビ局によって違うと思いますが、例えば夜7時のニュースで放送する場合、夜7時までがすごく忙しくなるというように、放送する時間帯によって忙しさはかなり変わります。もちろん、非常に大きなニュースがあった場合は、朝から晩までニュースをやるのでずっと忙しくなってしまうのですが。

小泉：新聞の場合は、最初の締切りはとりあえずあるので、それに向けて原稿にします。ただ各「版」によって締切りが分かれているので、その間にブラッシュアップしていったりもします。本当は最初の締切りで完璧になるのがいいのですが、なかなかそうもいかないで、だんだん見直して最終形にするということもありますね。

司会：ニュースの大きさという話が出ましたが、実際にどれぐらいの扱いになるのかは、どのように決まっていくものなのでしょうか。

和田：ある程度、担当の記者が、これはこれぐらいの扱いですとか、これは1面の話ですとか、社会面で、ベタ記事でというのは言いますが、それが社内で議論を重ねていくにつれ、「それはもっと大きく扱った方がいいんじゃないか」とか、「これはやっぱり1面に持ってこよう」ということになる、最初の自分のイメージとは全く違うものになったりすることもありますね。

千葉：こっちはこれぐらいどーんと出そうとしていたのに、同じ日にまた別の部から同じような大きなニュースが入ってきて、結構どっちをどうするか、せめぎ合いもあることはありますね。

和田：いろいろですね、生ものですよ。

湊：そういうときは泣く泣くせっかく書いた文章を消すんですか。

和田：原稿が削られていくんです。「あれ？」という感じのこともあります。「ここは削ってほしくなかった」というのがあっても、削る権限というのは別の部署にあるので、きちんとした理由がないとなかなか文句は言えません。

湊：大げんかになったりもするんですか。

和田：昔は激しかったようですね。ただ、今でも激しい議論になることはしょっちゅうあります。1面なんかは争いになったりすることもあるので。

西川：今、インターネットでリアルタイムで記事を見ることも多いんですけど、そういう記事は新聞の締切りとは関係なく、インターネットに出すからということで取材することはあるのでしょうか。

和田：まず1報がほしいというのは言われます。「早めに出してくれ」と。

西川：よく、3行ぐらいでニュースが出て、その後、詳しいものが出たりしますね。締切り感覚が変わるというようなことはあるのでしょうか。

橋本：私は通信社なので、通信社はもともと夕刊、朝刊というよりはオンタイムに反応することを求められます。インターネットが普及したから変わったかという、それほど変わったとは思わないんですが、インターネットはページビュー（サイトへのアクセスの数）を上げなければいけないので、どうやったらページビューが上がるのかということがあります。うちの会社は、面白い動画を載せようという方針があって、地方にいるときにビデオを配布されて、それまでは撮ったことがないんですが、動物園に行くなら、ついでに何か撮ってこいと言われたときは面食らいました。



日本放送協会
中島 俊樹 氏

司会：通信社の場合は新聞社とは異なる仕事の流れになるのでしょうか。

橋本：新聞社とほぼ同じ動き方をしているんです。通信社の場合は、締切りという感覚が新聞社ほど強くないので、原稿が夕方6時、7時に完成してしまったら、もうそれでお役御免で、深夜まで残る必要はないところはあるかと思います。

司会：テレビの場合は、放送の中での扱いはどうのようになっているのでしょうか。

中島(俊)：基本的に同じですね。まず最初に声を上げるのが我々、取材する記者です。そして、我々が伝える情報を受けて、だれがどのように扱いを決めるかというのは、テレビ局によってそれぞれ違うと思います。しかし、必ずどの局でも行っているといえるのは、議論があるということです。複数の人による議論があって、それによってニュースが放送されているということです。また、ニュースの扱いの大きさはその日その日で相対的に判断せざるを得ません。その日に起きたニュースの数や内容によって、扱い方が全然違うこともあります。だからトップニュースが昨日と今日で全然面白さが違うということもあるわけで、例えば土日にニュースの数が少なくなったりすると、相対的に大きな扱いになることがあります。また、もともとトップニュースで予定していた自分のニュースが、急に入ってきたニュースによって半分以下の扱いになることもあります。そういうつらさがあります。ただ最近はそれを解決する手段としてインターネットがあります。インターネットはお伝えするニュースの数や分量の「上限」がほぼないので、これまで決められた枠内で出していたニュースと違って十分に書くことができるメリットがあります。

司会：先ほどからインターネットの話が出ていますが、

インターネットの記事配信と、伝統的な紙面やテレビと、比重が変わってきているということはあるのでしょうか。

和田：基本的に、取材して原稿を書くという作業は同じなんですけど、これは早くネットに出した方がいいのかというのは、ニュース価値を考えると1つの目安にはなりました。新聞紙面では小さな扱いだけど、ネットに載せたらすぐアクセスされるだろうなというようなニュースってあるんですね。例えば僕は経験があるんですけど、某アイドルグループの運営会社が週刊誌を訴えたというのは、新聞記事だと扱いが大きくないのですが、これは絶対に読まれるよねということで、早く書いて早くネットに上げました。そういう価値判断の仕方が少し変わったかなというか、目安が1つ増えたような感じです。

司会：ネットのニュースも、新聞のニュースも、出さないは別途判断されるんですね。

和田：そうですね。ネットに出さない方がいいというニュースもやっぱりあります。

伊藤：例えばどういう事件がネットに出さない方がいいんですか。

和田：これはどこの会社も一緒だと思うんですけど、特ダネだと朝刊が出るまで止めておいてネットには出しません。前の晩の10時とかに出ちゃったら、すぐ追い掛けて取材することが可能なので。

千葉：まだまだ紙の締切りに合わせて動いていて、特ダネだとまさにそうですね。夜10時とかにネットに出してしまっただけで、他社に追い掛けられて、翌朝の朝刊が同じになると、せっかく特ダネを書いた意味がないので。

和田：根底には紙の方を優先しているところがあるのかなという気はしていますけど。

千葉：おっしゃるように、ネットでは読まれるだろうな

ということで、最近すごく意識するようになったのは、芸能人の裁判や離婚のように、昔はほとんど紙面に載せていなかったものまで、ネットだけでいいから出してくれと言われたりすることもあるんです。

司会：ネット記事も重要になりつつあるという感じがすね。

橋本：かなり各社、悩んでいるんじゃないですか。

湊：ネットだけでもいいから取材してくれ、あるいは載せてくれと言われた場合には、それは応じることはあるのでしょうか。

千葉：あります。ただ、すごく深く何日もかけて取材しなければいけないようなものをネットだけに出すということはないです。そうではなく、例えば、まさに判決が出たとか、誰々が提訴したという短い記事で、紙面ではちょっと載るか、載っても扱いが大きくないが、ネットに出せばかなりページビューが増えるような記事は出します。記事にするかしないかの判断のときに、プラスワンポイントというか、ネットという選択肢があるということです。

湊：私たち弁護士が、インパクトが欲しいと思って取材をお願いすると来てくれることもあり得るわけですか。

千葉：そうですね。でも、本当にインパクトがあるものだったら、きちんと紙にも載せるので、どちらかというと今までスポーツ紙などがやっていたことをネットに出すという感じですかね。

伊藤：ソーシャルメディアでどのように拡散していくかといったことは意識しますか。

和田：各社で今、「Twitter」をやっていますよね。

千葉：各社ネットの記事を出すと、「Twitter」で引用されて、つぶやいている人たちの書き込みが出るので、お恥ずかしながら自分の記事がどう読まれているかなんていうのは見ちゃいますけどね。



共同通信社
橋本 地郎 氏

4 取材現場の実際

司会：取材する場合、具体的にどのようなことをするのでしょうか。

小泉：裁判の場合は、刑事裁判でしたら被告人の弁護人に聞いたり、民事だったら双方の代理人に状況を聞いたり、あとは被害者の方にお話を聞いたりします。大きな裁判の場合には、判決日の前に、こんな判決で、こういう論点の裁判の判決が出ますという前触れの記事を書いて、その後、当日の記事という2段構えになることが多いので、そのための材料を集めたりします。例えばオウム真理教の事件でしたら、それをずっとウオッチしてきたような方にもお話を聞いてみたりします。本当にいろいろな方に話を聞いて、当日に備えます。

司会：弁護人や代理人からは比較的すぐ情報が入ってきますか。

小泉：弁護士に求められる姿勢ということで、ぜひ申し上げたいことがあります。刑事事件の弁護人を知るために、裁判所に弁護人を教えてくださいとお願いすることもあります。依頼があると、裁判所から弁護人に名前を伝えても良いか、聞かれるそうです。以前、私の先輩たちの時代には、名前を言うのは嫌だという弁護士はほとんどいなかったそうなんですけど、今は嫌だという弁護士が多くなっています。そうになると、被害者側の方が多く情報を出すような場合ですと、被告人の情報がほとんどない中で、被害者の情報だけがたくさん出て、情報がアンバランスになってしまうことがありました。被告人の情報も少しでも出した方がバランスが取れたんじゃないかなと思ったので、いろいろな考え方はあるとは思いますが、話したことを全部書くというわけではないので、もう少し私たちを信頼していただくと助か



副会長
湊 信明

ります。

佐藤：医療事故関係の事件などでも、刑事事件と同じような情報のアンバランスということがあるのでしょ

小泉：私の経験ですと、被害者側に代理人の弁護士が付いている場合には、被害者側の情報は結構入ってくるんですけども、病院側はやはりなかなか対応しなくて、会見を1回開いて終わりというケースも多いかなと思います。

佐藤：そういうケースも病院側の弁護士が少し話してくれた方がいいのにとと思われることが多かったです

小泉：後々裁判になるとか、まだ判決前だとか、いろいろなことを思っ

中島(俊)：医療裁判で、提訴するのは患者やそのご遺族の方で、場合によっては取材してほしいという思いを強く持つ方もいるので、提訴のときは訴える側の主張が詳しく報道されがちだと思います。もちろん、訴えられる側のコメントも取ろうとしているのですが、「訴状をまだ見てないので何もコメントできません」という回答が多いので、提訴のときの原稿はやはり訴える側の主張が中心になってしま

うことになる、やはり第1回期日のときにちゃんと取り上げたいとは思っています。しかし、第1回

期日のときに病院側の方々が我々にどのように接してくれるかというのはまちまちで、詳しく説明してもらえないケースというのは、正直に言うとあまりありません。訴訟におけるいろいろな論理構成を組み立てる段階なので難しいかもしれないのですが、争う姿勢だけを見せて、詳しい内容はおって主張する、というケースを多く目にしてきました。

そうになると、被告側がその後に詳しい主張が出たとしても、なかなかニュースにする機会がないのが実情です。判決はきちんと追い掛けて取材しますが、それまでの長い間、視聴者の印象がどうなっているのかという疑問は残ります。原告と被告の双方の主張を公平に伝えることは今でも課題だと思っています。

湊：ちゃんと取り上げてもらいたかったら、第1回期日のときに請求の原因に対する答弁もしっかりしたものを出して、取材に対応できる態勢で臨んだ方がいいということですね。

中島(俊)：第1回期日を待たずに、ですね。

湊：待たずに、ですか。

中島(俊)：裁判取材では事前取材の重要性が非常に大きいのです。その日に重要な裁判に気付いてニュースにしても、なかなかしっかりとニュースにならないので、判決や弁論の日までにしっかりと裁判資料を読み込むようにしています。事前に予定の原稿なども書いておくことがあるので、事前に主張が固まっていれば、第1回期日を待たずして取材させてほしいと思いますね。

湊：それは各社に事前に連絡しておくのでしょうか。

中島(俊)：それは、考え次第でいいと思います。すでに各社ニュースが出ているのであれば、そのニュースを出したところには伝えた方がよいでしょう。記者クラブに連絡するのもいいですし、それは考え方



広報委員会委員長
中島 美砂子

次第でよいと思いますが、せめて、要請があったら協力してほしいとは思っています。

5 実名か匿名か、記事内容の 事前チェックはできるか

西川：昨今はネットでたたかれるというようなこともありますので、取材には協力するけれども、名前を出さないでほしいというのは、対応していただけるものでしょうか。

橋本：弁護人や代理人の場合、基本的には名前は出さないですね。

中島(俊)：「皆さんのご意向を踏まえてこちらで判断します」と言うかもしれないですね。結果的に出さないケースももちろんありますが。

和田：伏せてほしいという要望に対してはかなり応えている方なのかなと。ただ例えば、逮捕された容疑者や起訴された被告人の名前は伏せてほしいというのはさすがにできませんが。ただ、そういう場合でも伏せてほしいと要望があれば、理由によっては「ちょっと検討します」ということにはなると思います。

橋本：名前を出すときは、名前を出しますけどいいですかというのは聞きますね。

湊：取材を受けて、さっきのはちょっと言い過ぎでしたというようなことを取り上げてもらえるものでしょうか。

中島(俊)：基本的にはそういったことにならないように十分注意して会見に臨んでほしいというのが一番です。しかし、記者会見で仮にそういった場合がありましたら、即座に会見を仕切った幹事社に連絡する必要があると思います。

和田：ただ、記者会見では、司法記者クラブに加入している会社だけではなくて、いろいろなメディア

がありますよね。取材を終えたらすぐに帰ってしまうことが多いので、後になって、例えば1時間後、2時間後に、幹事社宛てに、ちょっとここは違いましたと言っても、そうしたメディアまで伝わっていくかというところ、そこは保証できないところがありますから、記者会見では気を付けていただきたいというところがあります。個別の取材だと「この間、ああは言ったけど、もうちょっと考えたら、ちょっと言い過ぎちゃったから」というのはよくあることなんですけど、記者会見というのはちょっと特別なという気がします。

難波：コメントを求められる取材で言い過ぎたかなと思った場合、時間が間に合えば直してもらえるのでしょうか。

和田：ちょっとそれは待ってください、というような内容でなければ、結構対応します。

難波：「そう言ったでしょう」というように言われて要望を聞いてもらえないようなことはあるのでしょうか。

和田：それはないです。取材しているときに言い過ぎているなど思うときもあるわけですよ。そういうときは「本当にいいんですか」と念押しすることもあります。

司会：事前に原稿をチェックさせてほしいとか、あるいは映像を見せてほしいとか、そういったような話もあったりするのではないかと思います、そのような場合はどのような対応になるのでしょうか。

和田：基本的に原稿を事前にチェックしてもらうというのはないですね。インタビューとかは別なんですけど、原則としてやりません。ただ、ある人のコメントを採用させてもらうときに、例えば1時間その人の話を聞いて5行だけ使うという場合に、本当にこういう削り方でいいのかと確認をさせてもらうこと



広報室嘱託
西川 達也

はあります。

中島(俊)：まず、放送前のビデオを見せてほしいというのはNGですね。やはり報道の独立性を保つためには、それは絶対してはいけないと思っています。あと、言い間違いについては、そうですね。ニュースの放送5分前に気付いたといっても、物理的に相当難しいものがあるかもしれません。極力頑張りますが。

中島(美)：結局、原稿や映像のチェックもできない、ということだと、取材を受ける方としてはかなり慎重に対応させていただくしかないと思いますので、事前に準備したり、記者の方々と「対峙」しなければいけなくなるのかなという気はしますね。

中島(俊)：放送直前まで、「あの言葉ってこういう意味でいいんですか」など、本当に危険、微妙なものがあったら本当に細かくやります。放送5分前までやることはよくあります。

和田：例えば記者会見をして、その映像がテレビニュースで流れますよね。でも、自分はそう言ったんじゃないということの後からおっしゃって、ちょっと文章を書き換えたいんですけど、とデスクに言ったら、でもテレビではああいうふうに言っているじゃないかと言われてしまうこともあり得るわけですね。

佐藤：個別の取材のときはかなりやりとりをするんですか。

中島(俊)：自分の経験で、これはちゃんと確認しなければいけないというものはとにかく細かく確認するようにします。おっしゃるとおり、取材した相手の不安を解消する意味もありますね。

司会：名前を出す出さないという話が出ていますけど、なぜ実名というのが必要なのかマスコミの方々の立場からすると、どういうスタンスで報道しているのかというところをお聞きしておきたいと思うんですが。

千葉：事実関係として、こういう人が存在していて、その人がこういうことを言っているというのは、大きな捉え方では歴史の記録でもありますし、具体的であればあるほどいいわけですね。ただその中で、例えば犯罪被害者の方の名前はこの場合は伏せた方がいいだろうとか、そういう形で伏せることを選んでいくわけで、その辺の感覚は完全に理解していただくのは難しいのかもしれない。

基本的にはすべて実名というのが原則としてあって、今書こうとしている物事が現実起きていて、それをきちんと記録しているのが我々の仕事なんだという意識があります。その中で、さすがにこれは出すのはまずいと、例えば性犯罪の被害者の方の名前を出すかどうかとか、そのようなことで匿名にするケースを選んでいくというのが我々の考え方です。

司会：通信社の場合は、記事の配信の段階と、それから実際に配信された記事が今度また次の段階に行く際に、匿名、実名が入れ替わったりすることはあるのでしょうか。

橋本：配信記事だと紙面に載るということなんですけれども、そこが変わることはないですね。うちが匿名だったら匿名だし、うちが実名を出したのが匿名になることはないです。

司会：テレビの場合というのは映像があるので、たとえば名前は出さなくても顔が出たりということがあって、なかなか難しいところがあると思うんですけど、そのあたりはどのように注意されているんですか。

中島(俊)：テレビも実名報道が原則だと思っています。その理由は、実名であるという事実が、このニュースは本当に起きたことですよ、真実ですよということを担保する理由になると思うのです。例えば、「どこかの男性がどこかの男性を殴った」というより、「どこどこに住む誰々さんが」と言った方が、

この報道はよく確認しているんだと、信用してもらえ
る担保になると思うので、やはりそれは大事にし
ていきたいなと思っています。

その一方で、今、インターネットがこれだけ広が
っている世の中で、名前を出すというのはプライバ
シーの問題もあるので常に慎重に判断しなければなら
ないことは自覚しています。ニュースとしての原則と、
プライバシーの兼ね合いをいつも考えている
状況です。また、名前を出すかどうかだけではなく、
テレビの場合、顔を映しながら答えてくれるかどう
かという壁が1つあって、その理解を得ることが非
常に難しいと感じています。事件報道であれ、被災
地の報道であれ、よくそういう場面に遭遇しますが、
少なくとも納得が得られないまま撮影することはせ
ず、ちゃんと顔を出して伝えることに意味があるとい
う説明を尽くすということは自分なりに心掛けて
います。

6 守秘義務とどう向き合うか

司会：我々弁護士の場合は常に守秘義務という言葉
が気になってくると思うんですけど、そのような観
点から何か工夫されていることはありますか。

和田：話しにくいことをどう話してもらおうかというこ
とだと思うんですけど。人間関係、というと安っぽい
かもしれませんが、取材って一期一会の取材とい
うのもたくさんあります。一定の期間続いていて、
その中で人間関係ができていって、先方もこっちを
信用してくれているなど、こっちもこの人の言っ
ていることは正しいというか、うそはついてないなとい
うのがわかる関係ができてくると、多少ぎりぎりの
話になったとしても、そこはもう自分の中で留めお
いておくということはあり得るんですよね。



LIBRA 編集委員
伊藤 敬史

だから、結果として表に出ないかどうか、相手が
信頼できるかどうか、記者が信頼できるかどうかと
いうことなんじゃないかなと思っているんですけど、
なかなかそこは難しいですね。

司会：弁護士としては、依頼者なり被告人なりに確
認してから言うというのが厳密なプロセスだと思う
んですけど、取材の時間の制約でそこまで弁護士が
やれないというときもあると思うんです。そういうと
きに、どのように工夫してやっているのかというの
は、いつも気になる場所ではあります。

千葉：ストレートな答えじゃないかもしれませんが、
我々は基本的には情報が来れば来るほどありがたい
部分はあるので、他方の当事者はすごくいろいろな
情報を出してくるときに、こちらの当事者が一切守
秘義務を理由にお話しにならないとすると、「向こ
うの言い分ばかりが出ちゃいますよ」といった持ち
かけ方はしますよね。

ただ、我々の希望、考え方としては、最初から全
部シャットアウトされてしまうとどうしようもないの
です。そうすると、例えば、当事者ではない、弁護
士ではないところから出た情報が新聞に出てしまっ
たりということもあるので、できれば完全にシャット
アウトするのではなくて、一応パイプを保った上で、
それは出さないでほしいとか、そこまで出されると
困るとか、一応バックグラウンドの情報として申し
上げるけど書かれてもらっては困るといったコミュニ
ケーションを取らせてもらいたいという思いが強い
です。

最初からシャットアウトしてしまうと、一方の言
い分ばかり、あるいは別のところから出てきた真偽
の怪しい情報にも飛び付かざるを得ない。やっぱり
当事者にお話を聞くというのが一番重要なんですけ
ど、そこがまったくシャットアウトというのが一番

LIBRA 編集委員
佐藤 光子

困ります。

小泉：本当にそうですね。伺ったことをすぐにそのまま記事にすることではなくて、一部分だけ切り取ってという形になるので、弁護士の先生方が守秘義務などいろいろある中で話してくださっているというのを私たちはよく分かっていますから、それでご迷惑を掛けるような形というのはなるべく避けようという気持ちでいつも取材しているつもりです。

本当にシャットアウトされてしまうと、違う情報ソースから、その情報を取りたいという意識がどうしても働きます。やっぱり被告人なり当事者のことを一番ご存じなのは弁護士の先生だと思いますから、その方の利益を守るためにも、一定程度きちんと私たちに対応していただくことで、お互いプラスになることも多いと思いますし、ここから先はオフレコといったことをその時点で言うていただければよいと思います。例えば、期日がどこまで進んだら話してもいいとか、段階的でもいいので、コミュニケーションを取りながら関係はつくらせていただきたいなと思います。

結果的に、それでもお話しいただけないことも多いのですが、記者はそういう形でいろいろやろうと試みるので、その過程でもし信頼していただけるのであれば、関係を続けていただければなと思います。

中島(美)：例えば、ある被害者の声の記事が出るとします。そうすると、その事件の弁護人が守秘義務に反しない限りで話したいと申し出るということはあるのですか。

千葉：今はないので、むしろあってほしいと思っていますね。そういう声掛けがあったらむしろ望ましいと思います。裁判員裁判のときも議論になりましたけど、今でもやっぱり事件報道はどっちかという捜査側、被害者側の方に偏っていて、被疑者側の

情報というのがなかなか出にくいので、むしろ被疑者段階から声を上げるべきだと思ったら、それは伝えてほしいなと思いますね。

和田：やっぱりおっしゃっていただいた方が、主張していただいた方がこちらとしてはありがたいです。バランスを取りながら取材はしているんですけど、やっぱり事件関係の記事は警察なり検察なり捜査当局の情報に軸足を置いて書いているところはどうしてもあると思うんですね。

刑事弁護をやっている弁護士の先生なんかからは、「何だ、当局のリークで書いているじゃないか」と言われるかもしれないんですけど、だったらぜひとも、ちょっとでも言い分を聞かせてほしいですね。それを期待しているところではあるんです。

中島(美)：弁護人も結構悩んでいると思うんですよ。守秘義務があるから、どこまで言ってよいのかと葛藤しているような気がします。

和田：「取材を受けられません」「言えません」とシャッターを下ろしてしまう方の理由の1つとしては、たぶんどこまで言ってもいいか分からないということもあると思います。どこまで言ってもいいか分からないから、じゃあ、もう全部言わないという方も結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。

伊藤：おそらく刑事弁護がすごく難しいのは、ケースによって全然違うとは思いますが、例えば被疑者、被告人の中で精神障害があるような方も少なからずいらっしゃるって、あるいは精神的に不安定だったりとかで、接見に行くたびに話がどんどん変わっていったりすることもありますから、その時々で段階でどこまで情報を出していいんだろうとか、被疑者、被告人との信頼関係を弁護人としてどうやって築いていくかというのは結構手探りだったりする中で、どこまでオープンにできるのかという難

しさがあるんだと思うんですね。

だから記者の皆さんとの間で本当に個人的に信頼関係ができて、ここまでは話すけど、これは記事にしないでくださいというのが本当に信頼関係の中で話せれば、オープンにできることもあるのかなという気もするんですけど。

和田：ただ、すべての事件においてそうできればいいのですけど、それはむしろ少ない方ですものね。

伊藤：記者の皆さんもお忙しいでしょうし、なかなかそこまでコミュニケーションに時間を取れるということも少ないのかなという気はするんですね。

難波：取材のしやすさに関して、例えば被害者の方が女性だったときに、女性の記者さんの方が取材をしやすいつか、そういうことはあるのでしょうか。弁護士の場合は女性の弁護士が結構増えてきているので、女性の弁護士に頼みたいという依頼もあったりするんですけど。

小泉：性犯罪の被害者の方の場合は女性の記者が行くことが多いんじゃないかなと。事案によるとは思いますが、相手が本当に話しやすい状況をつくるということなので、男性でも全然構わないというふうにおっしゃる方だったら男性の記者が行っても大丈夫だと思います。

難波：例えばこちらの依頼者の方が女性で、女性の記者だったらちょっとお話ししたいというような場合は、その希望を聞いていただける可能性があるんですね。

小泉：それはそうですね。相手方から要望が出る場合も結構多いので、そうすると女性記者が行くということはします。

司会：いろいろな方の話を聞きたいというところの根底にあるのは、バランスということがあると思うんですが、他方で、和田さんがおっしゃったような「軸

足」、どこからどういう視点から書くかというのがあると思うんですね。記事を書くときは誰の目線で、どういうバランスを取って書いていくのかということについて、いつも考えていらっしゃることもあるんですか。

和田：いろいろな当事者がいて、それぞれ言っていることが違う場合で、何が本当か分からないようなときは、なるべく皆さんの言い分をとというのはありますね。

千葉：JR 福知山線脱線事故で、私はご遺族の話ばかり聞いていたので、私が書く記事は、そのご遺族がいつまでたっても悲しみが癒えないといったものでした。我々は、ああいう事故がもう起こらないように社会の皆さんで考えていただきたいという思いで記事を出すわけですけど、でもその視点ばかりでいいのかというのはやっぱりあるわけですね。

ご遺族がつらい苦しいというのは、それはもちろん事実ですが、JRの当時の社長が起訴されて、本当に刑事事件に問えるのか。ご遺族はもちろん有罪にしてほしいが、でもたぶん今の法制度で、有罪になるのは難しいんじゃないかという中で、「有罪にならないとおかしい」という声ばかりを取り上げると、ミスリードしてしまうということはやっぱり考えます。

私がバランスを取るというよりは、ほかの記者との協働の中で、私はご遺族の声を取るけどJR側の取材もきちんとしてもらって、法制度の取材もきちんとしてもらって、その3つを合わせて1本の記事にするということは考えています。

橋本：取材をする際に、この記事を読者が読んで面白いと思うかどうかというのを一番考えるので、私の場合はもうそこに尽きますかね。バランスというのも皆さんがおっしゃっているとおりだと思うんです

けれども、(警察など)当局取材に関しては、軸足が当局に寄っているじゃないかと言われるともうそのとおりとしか言えません。

7 求められるのは情報だけではない

司会：今日は新聞社の方、通信社の方、テレビ局の方に来ていただいていますけど、単に情報を取るというだけではなくて、そのメディア特性からこういうのが欲しいというような要素があればお話しいただきたいと思っています。

中島(俊)：司法記者クラブへ来て特に感じていることがあります。やはり裁判報道というのは、テレビにとっては非常にづらい分野だということです。まず、法廷を撮影することができない。やはりテレビは映像がないと注目してもらえないメディアだと思いますし、逆にいえば本当に面白い映像があれば、それだけ強く伝わるメディアなのですが、どうしても裁判報道って、文字情報が多くなってしまいます。

何度も何度も空っぽの法廷と裁判所の外観の映像の繰り返しになると、「伝えたい情報は大事なんだけど、何となく面白くないね」と言われてしまいます。このため、法廷以外の物を工夫して映像取材をすることが重要になります。その面で、弁護士さんに相談することが多いと思います。

例えば、わざわざ裁判所に入ってくるところから撮らせてもらうことも、我々にとっては必要な取材になります。そういうところをちょっと頭に置いておいてもらえると、我々の意図が分かるかもしれません。

「原告の方の話を聞きたい」とか、「生活ぶりを見たい」とか、わざわざ「自宅に行って撮れないか」とか、そういう相談をするのはすべて、裁判映像が

ないことに起因します。テレビを通して何か訴えたいことがあるときは、映像で何か訴えられるものがあるか、映像と音声で訴えられるようなものがないかということを頭に入れておいてもらえると、私たちとしてはとてもありがたいですね。

司会：いつも苦勞するところがありますか。

中島(俊)：ものすごく苦勞していますね。やはり裁判は何かしらのトラブルを抱えた人が来るところですので、喜んで取材に応じてくれる人はほとんどいません。取材をお願いしたときに多く言われるのは、「ニュースとして確かに重要なのは分かった、だからニュースにするのはいいよ、でも私はテレビに出たくない」という回答です。そうすると、やはり文字中心になってしまって、なかなか大きなニュースとして取り上げづらい。そこはやっぱり必死に説得して、「この原告が訴えました、というのをちゃんとテレビで伝えたいんです」と説明して、インタビューを取れるかどうかが我々の勝負だと思うんですね。その苦勞はいつもしています。

橋本：僕も10年ちょっとやっていますけど、ビジュアルというものに関する意識はたぶん高くなっていると思います。弁護士であるとか、専門の教授であるとかに聞いて、長めの記事を作ろうかといったときに、これはビジュアルがあるの、とよく聞かれるんですよ。分かりやすい、特徴をとらえた写真があれば一番いいですし、なかったら、表を作ってみたり、図やイラストを描いてみたりします

司会：新聞ではどうですか、写真が求められているとかそういったことはあるんでしょうか。

小泉：絶対写真がある方が扱いが大きくなりますね。

千葉：要は、一面字ばかり、というようなことだと、もうそれだけで読む気をなくすというのがあるので、特に記事が長くなればなるほど写真がほしいですね。



和田：最近、新聞の字ってますます大きくなっていて、ただでさえ情報量が少なくなっているのに、さらに原稿を削ってでも図を盛り込んだりします。写真もそうですけど、より一般読者の目を引くようなものを作らないとだめだという方向にはなっているとは思いますがね。法廷内の写真も撮ることはほとんどなくて、経験では最高裁大法廷の裁判ぐらいになると撮ることはあるんですけど、基本的には普通ないですね。

小泉：法廷スケッチとか。

和田：法廷スケッチとかはもちろんあるんですけど、空の法廷を開廷前に撮るとかというのはまずなくなったかなという気がしますね。

小泉：そういう意味では、顔は絶対嫌だとおっしゃる方でも、じゃあ、手元だけとか後ろからとか、何か協力していただけると、紙面として読んでもらえるようになるのでなるべく交渉はします。

司会：民事の裁判、特に経済関係の事件なんかだと、さらに画がないという話が出てきそうに思いますが、やはり刑事に比べると、そういうことが理由でニュースになりにくいといったことはあるんでしょうか。

橋本：経済の民事の難しい案件では、やっぱり図解は絶対求められますので、どこの銀行が債権者、債務者とか、そういう感じでイラストが求められると思いますね。

和田：むしろあまり写真の意味がないというか、同じスペースがあるんだったら図解を入れたいと思うことはありますね。

伊藤：逆に弁護士が、例えば記者レクなどでご説明を差し上げるときに図解とかを用意したら喜ばれたりしますか。

和田：そうですね。きちんとしたものであれば。都合の悪いことが捨象されていないかは僕らも気を付け

なければいけないんですけど、基本的にはありがたいですね。

司会：私の思い込みかもしれないですけど、弁護士って日ごろから硬い言葉を使う人が結構多いので、もうちょっと簡単な言葉で言ってほしいということはありませんか。

小泉：私は司法記者になったばかりのときに、高校生ぐらいの人がきちんと分かるように書いてくださいと言われました。判決を読んでそのまま記事を書こうと思えば書けるんですけど、判決のまま書くと、「瑕疵」とかいろいろ難しい用語が出てきて、そのまま書いたとして誰も読んでくれないということになると思うので、できるだけ自分の中で咀嚼して書くように気を付けています。例えば記者会見で、弁護士の先生が判決の意義について話してくださる機会があるとすれば、そのあたりを少し分かりやすく説明していただけると、伝わりやすくなるのではないかなと思いました。

中島(美)：法律用語って難しいと思うんですね。司法記者クラブに初めてお入りになると、なかなか難解な用語が多いと思うんです。法律や司法制度に関して、どのような勉強をされているのですか。

和田：テーマごとにそれに関連する本をあさってみたりとか、あとは弁護士さんのみならず裁判官、検事といった取材を通じて知り合った法律の専門家の方に「ちょっと教えてください」と聞いてみたりとか、その繰り返しだと思いますね。

千葉：やっぱり案件が目の前に来て慌てて勉強するという方が多いですね。

和田：その都度、その都度です。

中島(美)：そうすると、弁護士会で、例えば、トピックスになっている法律や司法制度について、記者の方々向けにレクチャーのような形式でコミュニケー

ションを持つことは必要でしょうか。

小泉：すごくありがたいと思います。

和田：あと、これは僕たちからのお願いというようなことにはなってしまいますが、弁護士の先生方が難しい言葉で説明されたときは、僕らがやっぱりそれを理解できるようにならなきゃいけないという努力をしなければいけないと思うんです。こういうことがあったんです。債権法の改正案が法制審でまとまったときに記事を書いたんですけど、ものすごくかみ砕いて書いたんです。すると、ある弁護士の方からメールを頂戴して、ここがちょっとおかしいとか、あそこがちょっとおかしいというご指摘があったのですが、でもそれは一般の、例えばお茶の間のおじいさん、おばあさんにも分かってもらえるよう書いているようなところがあるので、そこはちょっと理解してほしいなと思います。要するにかみ砕いて書くこと、素人の言葉にするとときに少しのずれが生まれるということに少し寛容でいてくれたらなという思いはあるんですけどね。

司会：かみ砕いて適切に伝えられているのかということとは、なかなか分からないですよ。

和田：専門家から見れば、厳密には違う意味になってしまうんですけど、そこは恐れずにやっていかないと誰も読んでくれなくなってしまうんですね。

司会：読んでもらおうとか見てもらおうという視点というのは、報道の基本ということなんでしょうか。

和田：昔以上にそうでしょうね。

8 メディアと弁護士会のつきあい方

司会：我々は1人の弁護士であると同時に弁護士会という団体にも所属しています。弁護士会という団体と、個々の弁護士を取材先としてどのように使い

分けていらっしゃるのかお聞きできればと思うんですが。

橋本：私は日弁連に電話をすることがあります。これに詳しい弁護士を教えてくださいというのは、もういつも日弁連にお願いしていますね。

佐藤：それはコメントを何か求めて、ということでしょうか。

橋本：日弁連としてのコメントというよりは、こういう案件があって、この法律の専門家に意見を聞きたいんだけど、誰に聞けばいいか分からないから教えてください、ということです。

湊：東京弁護士会の中にも数多くの委員会がありますし、弁護士も7,600人もいますので、そういうコメントを求めるんだったら東弁が一番充実した情報が得られて、一番早くアクセスできると思うんですよ。

東弁の方にも、取材依頼が来ることもたくさんあります。委員会が数多くありますから、この問題はこの委員会に詳しい弁護士がいるかなというようにあたりを付けて、広報課に聞いていただくなどして、どんどん関係を深めていっていただくと、こちらの対応も迅速になりますし、弁護士や弁護士会のことも詳しくなっていただけのではないかと思います。

中島(美)：弁護士会では、例えば、電話での「110番」ですとか、あるいは法律相談センターで、もしこういうトラブルがあったら、弁護士が相談に応じますよということを伝える活動もやっているんですけれども、そういうPRについてご協力いただけるものなのでしょうか。新聞への掲載、あるいはテレビでの案内をしていただくことは可能でしょうか。

中島(俊)：全く無理というわけではないのですが、放送時間が限られている以上、難しいときもあります。ただ、その日の取材をするという可能性は当然あり

ます。今でも「何とか110番」という相談事業をニュースで取材していることはよくあって、それはぜひ教えていただけるとありがたいと思っています。

湊：私たちが事前にこれをやりますよと言ってもほとんど取り上げられないことがあるのですが、どうすれば取り上げてもらえるのでしょうか。

中島(俊)：話が戻ってしまいますけど、ニュースって相対的なものなので。その日のときの状況によると思います。

湊：テクニックのようなものがあるのかなと思ったので、どうでしょうか。

中島(俊)：土日の昼のニュースは少ないので、土日の午前中だと相対的にニュースになる可能性は高まるかもしれません。

湊：なるほど。

司会：新聞はどうか、そういうエアポケットのような時間帯はありますか。

和田：土日はやっぱりニュースが少ないですね。例えば弊社の場合ですと、平日だったら社会面が実質的に3ページありますが、日曜日に作って月曜日の朝出る新聞は社会面が2ページしかありません。ニュースが少ないんですよね。だから何かあると取り上げやすいところではあるかな。

伊藤：よく司法記者クラブにチラシを持って行って、そのまま置いてきてしまっていたりするんじゃないかなという気がするんですが、そういうものを記者クラブの皆さんは目にされることはありますか。

中島(俊)：もちろん記者クラブで配布されている資料は毎日チェックしています。

司会：その中で引っ掛かってくるのは、どういうものなんでしょうか。ちょっとでも興味を引くようなものというのは。

中島(俊)：私の場合は最初の感覚が大きいですね。

訴状をまずは見て、これは面白そうだと思うかどうかで判断するようにしています。その感覚を鍛えるために得た自分の中の知識や、自分が普段持っている問題意識に引っ掛かるかどうか重要だと思います。

千葉：新聞もテレビも基本的に新しいものを取り上げるという特性があるので、例えば「110番」なんかでも、毎週、毎月何曜日にやっていますということだとおそらくほぼ載ることはないですけど、例えばここ数年で、ある相談がこんなに増えていて、それがきちんとデータになっていて、去年は何件だったのが今年は2倍になりました、それについて「110番」をやります、というようなことだと、まさに時代を反映しているというか、ニュースにもなります。あるいは、ニュースの最後に、これについて「110番」が何日にあります、というように告知するのは現実的にあり得るし、我々としてもやりやすいです。まさに時代を反映したものになるんじゃないかなという気はします。

司会：逆に、普段やっているようなことでも、何かほかの外部的な流れとかタイミングでクローズアップされるようなこともあるわけですか。例えば毎月ある「110番」のようなものでも、たまたま対象になっている事件がそのときすごく多いとか、あるいは件数が過去最大になったとか、そういうことで普段の活動が記事になったりということもあるわけですか。

千葉：その場合ですと、クローズアップされている問題の方に関心がいってしまう感じはしますけどね。

司会：中島さんから感覚というお話がありましたけど、ほかの皆さんは「引っ掛かる」ところはこういうところというのはありますか。

小泉：例えばマタハラとか。今、判決が出て、各企業



で取り組みが進んでいる中で、提訴も非常に多くなってきているので、きっと悩んでいる方も多いところに「110番」と言われたら、やっぱり記事にするかなという感じはします。その時々で問題になっていることや、本当に悩んでいる方が多いというテーマについては、私たちも感覚的にピンときて記事にしようかなと思います。

中島(俊)：先日、川崎市の簡易宿泊所で複数の方が亡くなる火災がありました。ああいう特徴的な施設の火災があった次の日には、全国の消防署の方が同じような施設の査察に行きます。こうした動きは火災予防につながるもので、ほぼニュースになりますね。そのように、日々のニュースにスピーディに反応した動きはチェックすることが多いです。

和田：弁護士会から見ると、マスコミというとやっぱり司法記者クラブとか法曹記者クラブということになるのでしょうか。

司会：そこは逆に、私なんかは、窓口は1つではないのではないかと感じたりもしているんですが。

和田：例えば川崎の火事のような事件だと、たぶん司法記者クラブとか法曹記者クラブで扱っているテーマとは少し違って来るんですね。あとは、政治部っぽいテーマもあったりもして、ちょっとミスマッチが生じているのかなと思うことはあるんですね。

例えば「集団的自衛権の関係で勉強会をします」と、日弁連からプレスセミナーのご案内をいただくのですが、すごく大事なテーマだとは分かっていても、日々自分の担当の仕事にも追われているところがあって、どうしてもちょっと足が遠のいてしまうというがあるので、そのテーマごとに配布する記者クラブを広げてみるというのでもいいのかなと思います。

司会：どの記者クラブに行けばいいのかというのは、

聞けば教えていただけるようなものではないでしょうか。

和田：「どうですかね」と聞いてもらえたら、ざっくりばらんに、「あそこのクラブじゃないですか」ということはお伝えできると思うんですけどね。

司会：我々弁護士の側も出し方をもう少し選ばなければいけないということですね。

千葉：我々も、これはうちがやるより、例えばマタハラの話なんかだと、私が前にいた生活文化部が扱うようなテーマをずっと追いかけている記者なんかもいるので、あの人に渡した方がいいだろうなと思うことがあります。余裕があるときはその記者に伝えるんですけど、いろいろなところからいろいろなものが来ると、これは誰に、これは誰にとやっていると、それだけで自分の仕事が圧迫されてしまいます。そうすると、もういいやとなっちゃって、死蔵されるというか、塩漬けになっちゃうということはたぶんあると思います。

送るだけではなくて、例えば、これはどこに送ったらいいでしょうか、というような一言があると、お答えできることがあるんじゃないかなと思いますけれども。

9 おわりに

司会：そろそろ時間も迫ってまいりましたが、今日のまとめということで、我々弁護士の方でもできるだけ情報を出して行って、自分たちのことを知ってほしいというところもありますし、今後、皆さんともいい関係を築けていけたらというところもありますので、そのようなことを踏まえて、今日の感想を一言ずつお伺いして終わりにしたいと思っております。

橋本：僕が一番印象に残ったのは、東京弁護士会が弁護士の数も充実しているという湊先生のお話だっ

たので、今度からちょっと誰か詳しい人はいませんかというときは東弁の方をお願いするようにしますので、よろしくお願いします（笑）。

中島(俊)：このような場に呼んでいただきありがとうございます。しかも東京弁護士会の方々が「どんどん広報する」とおっしゃってくださるのは本当にありがたいと感じています。地方から来た身からすると、どうしても弁護士は敷居が高い印象がすごくあったのですが、東京に来てイメージが変わりました。皆さん、司法に関わる情報を積極的に教えてくださったり、忙しい中でも「誰々を紹介してくれ」という要望に応じてくださったりと、真摯に対応していただいていることは、本当にありがたいなと思っています。

弁護士は、法律家の中でも市民に一番身近な存在です。私自身、これからご指導いただきたいと思っていますし、何か要望等がありましたらいつでもおっしゃってください。

小泉：守秘義務がある中で取材に応じるとき、会見のときにどんなところが心配なのかということについて、分かっているようで、はっきり伺ったことがなかったもので、私もすごく勉強になりました。今後、取材をする上で弁護士の先生たちは、そういうことを考えながら話してくださっているんだというのをよく踏まえて取材をしたいなと思いました。

それから、何回もお話に出ていましたけど、今の実情に即したプレスセミナーですとか、そういう役割分担みたいなのところがはっきりすると、私たちも取材しやすくなるなというところもありますので、またぜひお付き合いを続けていきたいと思います。

和田：僕らの仕事って、ここはどうなんですか、あんなんですかと相手が言いにくいであろうことをずけずけと聞く、普通の人間の感覚では嫌な部分もある

仕事でもありますが、今日は、逆に聞かれる側の立場になって、やっぱり難しいものだなと思いました。「言っていないのかな」とか内心迷いながら、「どこまで言っていないだろう」ということを考えながらしゃべっていました。でも、取材する側になって取材現場に行くと、そういうことをつい忘れてしまうんですね。それはやっぱりよくないなということを反省もした次第です。本当にこういう機会を設けていただいていたありがとうございます。勉強になりました。

千葉：このような機会を設けていただいていたありがとうございます。もちろん協力関係を築きたいとは思っていますが、目指しているものは同じなのかもしれませんが、立場が違うということはありません。ただ、完全に「シャットアウト」になってしまうのはよくないと思います。今日でも例えば、会としての東京弁護士会、個々の弁護士さんは、こういうふうに見ていらっしゃるんだと思うこともいろいろありましたし、特に私たちの方から申し上げることもあったと思うので、こういうコミュニケーションを密にしていっていただけたらいい方向になっていくのかなとあらためて思いました。本当にこういう場を設けていただいていた感謝を申し上げます。また、今後ともぜひよろしくお願いします。

湊：今日は記者の皆さん、本当にありがとうございます。私たちはいつもいろいろな仕事をしていて、こういったことを報道していただきたいとか、あるいはこういったときにどのようにすれば私たちに関心を持っていただけるのかとか、さまざまなことを悩んだりしていましたが、今日、皆様からさまざまな貴重なご意見を伺いまして本当に学ぶところがたくさんありました。本当に心から感謝しています。

（構成：上村 剛）



タレント / 大川興業総裁

大川 豊さん

で自身を始め異色のお笑いタレントを輩出している芸能事務所「大川興業」の大川豊総裁にお話を伺いました。メディアへの思い、司法のこと、政治のことなど色んなタブーに切り込んで楽しく興味深いお話を聞かせてもらいました。

(聞き手・構成：高橋辰三，神原あゆみ)

—— 以前、本誌のインタビュー（LIBRA2013年2月号）で裁判傍聴で有名な御社所属の阿曾山大噴火さんに出ただいたときに裁判の傍聴に行き始めたきっかけが、大川総裁からオウムの裁判の傍聴の整理券配布に並べと言われたことだと伺いました。

そうですね。でも、そのときはほかにも新人がいっぱい並んでいたんですよ。なぜか阿曾を連れていきました。まさかあんなにはまるなんて思わなかったですね。

あの裁判を傍聴していたら、いきなり麻原がこっちを向いてきましてね。僕と阿曾が一番前の席に座っていて、あいつを信者と間違えたようですね。阿曾が坊主頭でトレーナーの上下を着ていたのですが、そのときには裁判所のチェックがものすごく、荷物チェックをされてノートと鉛筆しか持てなかったです。

—— 裁判所からも、これは危ないぞと見られたということですか。

あの当時は厳しかったですね。ほかの人はシャープペンとかは大丈夫なんですけど、なぜか俺だけ鉛筆なんです。

—— 大川総裁も坊主だったんですか。

いやいやいや、普通に角刈りで行ったんですけど。

そうしたら麻原がこっちを向いてきて、パードンと言ってきたんです。

—— パードン？

パードンと言われて英語だなと思ったので、それはノー・プロブレムと答えたんです（笑）。そしたら監視の人が近寄ってきて私語厳禁ですと言われ、「いや、話し掛けられたから答えたんだよ」という、確かそれが最初だったような気がするんですけどね。

そのオウムに関しては、やっぱり日本でもこれからカルト問題の時代が来るんじゃないかなというふうに思っていたので、江頭2:50とかのメンバーを空中浮遊させてました。もし、こっちの方が高く跳べれば確実に洗脳外しになると思ひまして。

—— カルトからの被害救済の活動をされる弁護士がいますが、大川興業も芸人さんをオウムに潜入レポートさせたのですか。

潜入というわけじゃないですけど、とにかく勝ってこいと言って。そうしたら、我々が本当に高く跳べてしまっただ変だったらいいですよ、あいつらこそ正大師だみたいな感じになってしまい。

—— なるほど。頭角を現してしまっただんですね。大川さんが

芸人を志したというか、なったきっかけというのは？

いや、分からないですね。一番分かりやすいのは、就職153社落ちたのがいいきっかけだったかなという気はしますね。

よもや、こんなに就職で失敗するとは思ってもいなかったの。昔は今と違って、1社ずつ手当り次第に回っていました。当時は金融が自由化になるといわれていて、そうすると垣根がないから銀行であっても証券をやるという流れで、消費者金融まで回りました。その当時から三井住友、第一勧業、太陽神戸三井とか、そういう銀行の『寿限無』的なネタもやっていましたね。

——大川さんは、他の芸人さんが取り上げないようなネタをあえて選んでいるような印象を受けます。

テレビで基本的にオンエアできないのは、事務所がまず止めます。企業ネタとか。テレビなんてどうせ許認可事業でしょう。だから、あの枠の範囲以内でしかネタはできない。でも、そうすると、とてもじゃないですけど、カルトとかに勝てないですよ……。

——政治ネタで北朝鮮のこと等について取り上げられていますけれども、怖い目に遭ったことはありますか。

結局ないですね。銀座数寄屋橋で大日本愛国党の赤尾総裁の演説をしている前でパフォーマンスもやって、それがテレビの深夜番組でオンエアされまして、ネタ的には右翼の抗議があったと言われてはいますが、実質的には何にもない。

やっぱり我々の場合は、お笑いって、誰かをバカにするのではなく、愛情だと思っているので、愛国党赤尾総裁の演説の前でやったときも、基本はやっぱり演説を聴いてましたし。

——最近では、政府からテレビ局に干渉が入ったりとか、そういう話題が出てきているように思えるんですけども、感じられていることってありますか。

政府にしても政治家にしてもテレビ局にしても大変弱くなりましたよね。昔の方がよっぽど、田中角栄さんもですが、もうめっちゃくちゃ叩かれたと思いますけどね。

だから何であんなことに、メディアに介入するのかなという感じが、「そんな弱いのか、お前らは」という感じがあります。もっと堂々とやっていけばいいじゃないですか。国民の信託を受けて国会議員になっているんだから、それぐらいは別に。今は、ほかにもメディアが山のようにあるじゃないですか。そこで、堂々とやったらいいじゃないですかね。

——ほかのメディアというようなお話も出てきていますが、今は民放のテレビ局、NHK以外でも動画配信とかネットテレビとかいろいろな媒体が出てきています。そういう動きについてどうお考えですか。

僕はもともと阿曾を裁判に連れていったのも、やはり司法を国民の手に取り戻さなければ、ということがあり、あと映像も我々のものに取り戻さなければいけないというか、文化も含めて、政治も含めて、そういう考えがあります。

——司法を国民の手に取り戻すという意識で裁判を見られて、ここは問題だと思われるところってどういうところですか。

何か分かりやすく言うと、オウム裁判とかでお金の流れが分からなかったです。

お金の流れというのは一番肝心だと思っています。お金の流れが分からないと力関係が分からないんじゃないかなと思ったのに、一切出てこなかったですね。かなり見に行きましたけど、誰が決定権を持っていたのかとか、そういうのをすごく知りたかったですね。

——芸能界でもう30年以上されていて、変化を感じる場所はありますか。

ネットになって自由になるかなと思ったら、もっと息苦しい感じがありますね。ちょっとでも失言すると、もうそれがネット上に上がったとか、好きなことが言えない状況になってきていますよね、ライブでさえもね。かわいそうですよ。だから、うちだけです、本当にほかの事務所の芸人もライブに受け入れて、事務所がだめだというネタもどんどんやりなさいと言っているのは。

——芸能活動が続けてこれられてきて、芸能界もしくはこの仕事の好きなどころ、嫌いなどころはありますか。

この職業は本当にありがたいと思いますね。一番ロボットやAI（人工知能）とかにできないところかなというふうには思っています。ただ、いつかはそれができるようになって、そういうロボットを相方にしようということも考えているので、何とも言えないんですけど。逆にロボットやAIが我々に面白いことを言うてくる時代も来るかなというふうにも思っていますね。

——メディアへの発信という意味では、大川興業は何かもくろみとか目指しているというところはあるですか。

そうですね。江頭が唯一たぶん世界的に通用する芸人ではないかなと思っているので、また宇宙に行かせて、全裸で踊らせるとか。モザイクも入れなきゃいけないでしょうけど、何かそういうこととかはやりたいですね。

——ちなみに、江頭さんとの出会いというのは？

普通に新人として入ってきましたね。うちのオーディションとか新人で来る人って、もう本当にすごかったですよ。バレエのダンサーとか本格的な人ですよ。いや、うちじゃなくて、あなたはニューヨークへ行った方がいいんじゃないかという人とか。あと、宇宙人を呼べる人とか本当にもう幅広く（笑）。

——その宇宙人を呼べる方は、採用されたんですか。

いや、どこかに行かれてしまいました。採用も結局しないで、宇宙人を呼べたとか言って満足してお帰りになりました。うちは基本、お笑いに聖域がないので何でもオーケーですよ。極端に言えば、もう舞台とかテレビだけでなく、都市開発にもお笑いがあった方がいいし、政治でお笑いがあった方がいいと思っているので何でもありですね。今は3Dプリンター芸人を募集しているとか、ネタ的には言っていますね。

ドローン芸人も募集していると言ったら、あんなことが起きるしね。引きこもりや不登校もうちは受け入れるので、不登校だった子なんかは表に出るのがやっぱり苦手だったりするので、じゃあ、出なくていいと

言って、一切舞台に出ない、相手に対して客席から声掛けるだけのコンビもありますよ。野球とかプロレスの掛け声やヤジみたいな感じで、本人もやっていてすごい人気が出たんですけど、やっぱり人を応援するのが好きだということが分かってきたので、だから今は作業療法士の国家資格を取って、そちらでお笑いをいかしていますね。

——先ほどヤジというお話がありましたが、このところ国会とか議会のヤジというのが問題になっていて、あの辺ってお笑いの要素というのもあると思うんですね。

そう、笑いが取れないからだめなんですよ。

俺から言わせると、まったくセンスがないですね（笑）。ヤジも劣化していますよね。笑いを取るという前提がないし、国民に分かりやすく政治を伝えるという努力を一切していないですね。ヤジで何かを伝えようとしている人は、必ず演説も面白いんです。

そうじゃない人は、ヤジを本当は自分のために言っているんでしょう。だから、だめですよ。普通ならそれがきっかけで、せめて待機児童問題についてもっと議論が広がるとか論戦になればいいのに、違うところに行っちゃって、まったく広がらないですよ。

——海外に行かれることが多いと聞きました。

そうですね。今は東日本大震災の復興支援をずっとやっているの、行けなくなっていますけど。イラクとか北朝鮮、ヨーロッパにも行ったりしています。大統領選があって、アメリカの大統領選も行ったりしているの。

そのときにも交流もできて、復興支援では海外からいろいろな支援物資をいただいたりとかしています。

——江頭さんが被災地に頻繁に行かれていたというのは、話題になりましたね。

そうですね。大川興業にはもともと阪神淡路大震災で被災した若手がいたので、新潟の2つの地震も実はこっそり復興支援に行っていて、地震活動期に入ったなというのがありますね。東日本大震災での支援で、江頭が、服を着ているとバレるというのがよく分かり

ました。やっぱり服を着ている江頭ってインパクトがあるんだなと如実に分かりましたね。本人は「自分じゃない」と言ってますけど。

—— 選挙の候補者にたくさんインタビューされて「YouTube」でも流していますけれども、選挙の候補者とか、政治家の方の話を聞くとときに何か意識されていることはありますか。

普通のばかなお笑い芸人の立場として、素直に聞いています。ただ、なるべく例えば自民党の有力な議員だけじゃなくて、メディアが取り上げないような人たちの声もちゃんと聞いて、広めたいというのがありますね。

—— 選挙というのは政治と国民をまさにつなぐものかと思うんですけれども、その選挙が国民のものになっているかどうかという点では、どうお感じになりますか。

アメリカとかだと、政治ネタがポリティカルジョークみたいな感じでいっぱいあるんですけど、あんまり日本ではないので。政治家の方もやっぱり分かりやすく伝えるという努力があまりにないので、どんどん離れていくかなという感じがありますよね。

—— 大川さんは活動の幅がすごく広いと思うのですが、情報があふれている時代で、どういうところから情報収集をするのですか。

裁判所に行くのも、やっぱり事件の現場であったり、演説を聞きに行くのも選挙の現場であったりとか。例えば橋下市長なんかは、たぶん本人は気付いてないと思うんですが、テレビ的にいうとばんばん言っているというイメージがあるんですけど、普通の家庭の主婦の人が、保育問題の質問をすれば延々答えるんですよね。聞き上手であることをもっと前面に出せば、市民の方から立ち上がってもっと改革してくれたんじゃないかなという気がしますね。

—— 様々な候補者の方を取材されていましたが、例えば支持政党なしという公約を掲げている方もいらっしやいましたね。

あれはよく思い付きましたね。北海道で10万票ですからね。社民と次世代の党を超えていますからね。

海外では海賊党という政党があって、間接民主主義と直接民主主義の間を取って、液体民主主義という表現を使って、自分の政策たちをネットで討論して、みんなで討論し終わった後、決まったらそれが党の政策になる団体もあるんですよ。

—— 大川総裁としては、こんな政党があったら面白いとか、作ってみたいというアイデアはお持ちですか。

いやあ、そうですね。別に、何か日本国内じゃなくて世界に活動を向けただけの党とか、欲しいなというのは思いますけどね。引きこもりの人たちが100万人といわれている中で、引きこもり党とか、選挙活動をネットでしかやらないけど当選するとか、そういう画期的なことが起きてほしいなとか思いますよね。少しでも日本を明るく楽しくできればなというふうに思っていますね。

—— これからも世界中を見ていただいて、面白い政治に関する情報発信を我々は期待しています。

世界は恐ろしいですから、日本も負けずにやらないと。僕なんかは橋下市長を見ていて、日本ではすごく暴れているように見えましたけど、世界的にいうとそうでもないなという感じですね。そういう意味ではちょっと今、日本の政治ってすごくドメスティックなので、もうちょっと世界に目を向けてもらいたいなという感じがありますね。

—— 本日はどうもありがとうございました。

プロフィール おおかわ・ゆたか

大川興業総裁。1962年東京都生まれ。1983年、明治大学在学中に大川興業結成。1988年、自ら代表取締役となり大川興業株式会社を設立。日本三大総裁（日銀総裁、自民党総裁、大川総裁）の一人との声がある。北朝鮮やイラク、9.11直後のアメリカなどに出向き、現場主義をまっとうし、「日本のマイケル・ムーア」とも称される。舞台公演では脚本・演出もこなし、最近では「世界初の暗闇演劇」で演劇界に一石を投じている。

〈公演情報〉

2015年10月10日(土)～12日(月・祝) 下北沢ザ・スズナリ
大川興業第39回公演「The Light of Darkness」上演

同好会制度発足記念

「東京弁護士会 囲碁・将棋祭り」を開催、大盛会！

棋友会から

代表 水津 正臣 (25 期)

私は、棋友会（囲碁）の代表ですので、囲碁の方のご報告をさせていただきます。

囲碁のメインはなんといっても指導碁で春山九段の他、NHK囲碁トーナメント解説のきき役を務めていた青葉かおり四段、長島梢恵二段、下坂美織二段の3名の女流棋士に人気が集まり、多数の方々が指導を受けられ、大変満足されていました。

囲碁の方の参加者は、将棋の方もされるという方を含め、

なんと92名（内弁護士は54名）にもものぼりました。初心者の方にもインストラクターが親切に手ほどきをされていて、10名以上の方が教わっていました。若い方々でしたから、これからきっと囲碁好きに育ってくれると思います。

7時近くまで囲碁を打ち続けた後、桂で懇親会を開きました。棋士の方と会員が参加され、当初予定していた人数を大幅に越え、楽しい一時を過ごしました。これからも、是非開催して欲しいという声が圧倒的でした。

次回の企画が出来ましたら、LIBRAにご報告しますので、是非、多くの会員の方々のご参加をお待ちしています。



伊藤茂昭会長（左）と王唯任五段



青葉かおり四段（中央）



長島梢恵二段（左）



下坂美織二段（左から2人目）



東京弁護士会主催の「囲碁・将棋祭り」が6月27日（土）弁護士会館クレオで開催されました。この「お祭り」は、今まで伝統文化の同好の集まりとして活動していた「棋友会」・「将棋会」が、東京弁護士会の公認制度で初の認証を受けた記念として催されたものです（「公認証」は東弁4階の第2会員室に掲示されています）。

*表紙裏にカラー写真掲載

将棋会から

幹事長 平賀 睦夫（20期）

当日は、将棋界の第一人者・森内九段（前名人）はじめ人気の北尾・室谷両女流棋士を含むプロ棋士5名のご指導を頂きました。各プロ棋士の指導対局はもちろんのこと、女流棋士と将棋会員でペアを組んでの対局と解説、森内九段・藤森四段の席上対局と片上六段・室谷女流初段の大盤解説、森内九段と盤を挟んでの記念撮影会等々、午後1時から7時頃まで大変な盛り上がりでした。

実のところ私としては、企画当初、会場のクレオにどれくらいの方々が参加していただけるのか心配していました。

しかし、全くの杞憂でした。お祭り会場入口で渡したエントリーシートの集計によれば参加者総数145名（弁護士86、家族・友人・事務職員等59）もありました。そして嬉しかったのはご婦人やお子さん達の多さです。森内九段と小学生が対戦している姿が印象的でした。この参加者数はエントリーシートの数ですから、シート記載をしていない参加者やプロ棋士及び棋友会・将棋会関係者を加算すればクレオには優に170名ぐらいは参加していたのではないのでしょうか。正に大盛会です。有り難うございました。

棋友会・将棋会は、公認団体の認証を機に益々我が国の貴重な文化を楽しみながら法曹界の懇親にも役立てたいと思います。今後も皆様のご協力お願い致します。



室谷由紀女流初段



森内俊之九段（中央）



藤森哲也四段（中央）



ペア対局と会員による棋譜読み上げ。右端は北尾まどか女流二段

理 事 者 室 か ら

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



役員ご紹介

副会長 大森 夏織 (44期)

「今年の(も?)執行部は仲が良くてまとまっているね」と随所で評価いただいている「チーム伊藤」。そろって熱い心と冷静な判断を旨とし、当会を利用される市民の方々・会員みなさま・嘱託や事務局のみなさんと共に歩むべく、今日も一丸となって励んでおります。至らぬ私をも常に支えてくださるすばらしい仲間めぐまれた幸せを日々感じつつ、他己紹介をば。

まずは伊藤会長。世界と人々の平和を願うあたたかいお心もちとエネルギーなお仕事ぶりに、誠心誠意、会務をお支えしようという気持ちにさせる方です!

森筆頭副会長。筆頭のお立場からくろご苦労いかばかりか、その優しく紳士的な校長先生のような佇まいに感謝の日々。筆頭あつてのわたしたちです!

佐藤副会長。切れ味鋭い知将の趣き、幅広い視野でいつも調整役をかってでてくださいます!

渡辺副会長。IBA(国際法曹協会)レセプションでの仏英2ヶ国語を駆使したステキなスピーチもかっこいい

頼もしい兄貴です!

中嶋副会長。客観性と公正さに裏打ちされた誠実なお仕事ぶり、尊敬しています!

湊副会長。いつでもどこでも元気で前向き、言わずと知れた50期代のホープです!

冷静温厚な引き締め役の吉村監事、太陽のように皆を明るくしてくださる鹿野監事を加え、わたしたち9名は、今日も各自の個性を尊重しつつ議論をたたかわせながらも、当会にかかわる様々な世代と立場の方々のお役に少しでもたてるよう、憲法と弁護士自治を日々担われるみなさまの献身的な活動をサポートしたいと願っております。

私どもの任期は未だ半ば。会員の方々とできる限りコミュニケーションを密にさせていただき、当会の諸施策について自由闊達なご意見を交わしたく思っております。どうぞお気軽に役員室にお越しください。

福利厚生について

副会長 中嶋 公雄 (45期)

私の担当の一つに福利厚生があります。

当会では、大相撲観戦や歌舞伎鑑賞などを企画し、会から補助をさせていただいています。

また、運動会を行っています。今まで毎年六義園で行われてきましたが(昨年度は雨天中止)、今年度は、初めて日体大世田谷キャンパスにて行います。会場もかなり広がりますので、皆様には、ご家族にてご参加いただきますようお願い致します。

さらに、昨年度、同好会制度が創設され、その第1号として囲碁が、第2号として将棋が、それぞれ公認されました。公認条件は、当会会員が20名以上含まれること、活動内容が品位を損なわないこと、などです。同好会として公認された場合には、広報や会館の提供などを協力させていただいています。第3号、第4号の同好会の申請を、是非とも行っていただきますよう、ご案内申し上げます。

弁護士トライアル制度がスタートします！

(通称:弁護士お試し制度)

副会長 湊 信明 (50 期)

弁護士トライアル制度がいよいよスタートします。これは弁護士の活用を考えている企業・地方公共団体等向けに、弁護士が業務受託により非常勤で事業所に赴く等して法的サービスを行い、企業等に弁護士の利用を一定期間経験していただいて、弁護士の有用性や意義を理解していただくという制度（非常勤業務受託弁護士制度）です。

この制度は、企業にとっては、弁護士を一定期間実際に利用してみることにより、自社にとって弁護士を長期的にどのように活用するのが適切なのか判断できたり、弁護士

が、非常勤とはいえ社内で定期的に業務を遂行して案件に密に関わることにより、的確でスピーディな対応が受けられることを体感していただける等のメリットがあります。また、弁護士にとっても、独立した弁護士としての業務を続けながら、企業等の社内で定期的に職務を行って身近な存在として法的なサポートをすることができるなどのメリットがあります。

今後の運用が大いに期待される制度です。ぜひご注目ください！

模擬評議

副会長 森 徹 (41 期)

7月末の土日に、東京三会で、模擬評議を開催しました。今年で3回目ですが、裁判官役は東京地裁の裁判官、裁判員役は委員の伝手などで募集した一般の市民の方が担当しました。

今回の模擬評議は、犯行態様や結果自体は比較的軽微であるものの、被告人の前科や反省の度合い、今後の指導監督体制などにつき情状が悪い事案であったため、実刑が執行猶予かの評議がどのようになるかが注目

されました。被告人の迫真の演技(?)のためか、評議は伯仲しました。結果は保護観察付き執行猶予となりました。裁判員の方が真摯に被告人の将来を考え、刑の量定の評議をされている姿は感動的でした。判決後の懇親会で、裁判員の方が、「本物の呼出しが来たら絶対拒否しようと思ったが、模擬評議をやってみて、絶対にやった方が良かったと思った。早く裁判員をやりたい」と言われていたのが印象的でした。

野球の力

副会長 佐藤 貴則 (42 期)

8月4日、東京ドーム企画に参加してきました。試合開始前に客席裏のブースで、飛び出す団扇や各種パンフレットに法律相談初回トライアルチケットなどを配布し、グランドのオーロラビジョンでは東弁の協賛案内やCM動画が流れるというこれまでにない試みでしたが、午後4時に配布を開始したところ、1000部用意した配布物は30分で配り終えてしまいました。試合までかなり時間があるのに、相当の数の観客が入場して、思いい

に過ごしており、ブースでは日弁連のジャフバ君や急遽借りたウサギの着ぐるみに子供達が大勢寄ってくるなど宣伝効果はとても大きく、中にはわざわざトライアルチケットをもらいに来る方もいました。

野球という国民的スポーツの持つ集客力に舌を巻くばかりで、そのようなところでの広報こそ、弁護士会の知名度を上げていくいいチャンスだということを痛感させられた一日でした。

出でよ、女性Gメン！

副会長 渡辺 彰敏 (44 期)

男女共同参画が進められていますが、女性会員の会務参加状況を見ると、かなりばらつきがあるように感じられます。

私の担当委員会で見ると、国際委員会は女性会員がダントツに多く女性委員だけの『女子会メーリングリスト』までできてしまったようです。

これに対して、非弁取締や非弁提携対策、紛議調停

といった委員会は極端に女性会員の参加が少ないようです。確かにちょっと「華」がないような気もしますが、別の見方をすれば非弁関係は言ってみれば弁護士会の「Gメン」(古いね!)ですから、女性にも是非活躍していただきたい分野です。「会に代わってお仕置きよ〜っ!」(ロイヤル・ムーン!)とか!!

今、憲法問題を語る ―憲法問題対策センター活動報告―

第51回 多くの人の足を留めた女性弁護士たちの街宣行動 ～7月10日「女性弁護士101人」の集会・街宣行動

憲法問題対策センター委員 杉浦 ひとみ (51 期)

昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定以降、「私たちが声を上げなければ」と女性主導の行動が全国各地で起こされるようになった。そういった各地での行動には女性弁護士たちも核になって関わってきっていたが、今回、東京三弁護士会で初めて女性弁護士が大集合して、集会と街宣行動を行った。集会には女性弁護士約140人、一般の参加者と男性弁護士約70人が参加した。街宣行動を含めると東京三弁護士会で約160人が参加した。

4時からの集会には、さる6月4日衆議院の憲法審査会の参考人質疑で「集団的自衛権は違憲」と明確に指摘し、世論の潮目を変えた小林節慶應義塾大学名誉教授を迎えた。「憲法論は釈迦に説法」とあえて閣議決定や安保法案の法的問題には触れず、「女性弁護士101人大集合」というネーミングは、もちろんディズニーの「101匹わんちゃん」にあやかっただろう、とその軽やかさと勢いにエールをいただいた。もう一人のゲスト雨宮処凛さんからは、非正規雇用の拡大や奨学金などの多額の借金を背負わされて社会に出る若者の立場の脆弱性の指摘と、そのことが若者の心理に及ぼす影響を「希望は戦争」と表現した赤木智弘さんの発言（2007年月刊「論座」掲載『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。）を紹介された。またこのような状況の下では、集団的自衛権とそれに基づく安保法制の成立により、徴兵制など考えなくても「経済的徴兵」の実現をいとも容易にすることを若者の実情に照らして発言された。ただ、このところのSEALs（Students Emergency Action for Liberal Democracy-s～自由で民主的な日本を守るための、学生による緊急アクション）などの若者の動きは注目すべきである。そして、弁護士が、そういった若者にアクセスし、寄り添う（カンパも含めて）ことが重要だと、弁護士による支援の必要性



集会の様子

を訴えられた。

ゲスト発言のあと、女性弁護士20人ほどから一言ずつの発言をもらったが、皆、今の政治の動きに何かをしたいという意欲的なものだった。その後、女性弁護士はピンクのリボンを目印に付け、有楽町駅前にあつまった。街宣からの参加者も加わり「イマジン」の緩やかなメロディーをバックに、女性弁護士が次々と弁士に立った。

皆、法律家になるに当たって憲法を学び、9条の意義を学んできた立場から、平和憲法を守る必要性や戦争をしない国であるゆえに世界からの信頼を得ている実情を訴えたが、とりわけ若い女性弁護士はまさに子育て中が多い世代であり、母親の視点で子どもの命を守りたいという切実な気持ちを語った。また、次世代に殺し殺される戦争のある社会を残したくないという私たちの責任を訴えた。男性弁護士は、弁護士会の旗を掲げてチラシやうちわの配布に協力したが、これまで男性中心の街頭宣伝には見られないほど、多くの通行者が足を留め、チラシに手を伸ばしていたことに、「これは、弁護士会も考えを変えないといけないな…」とのつぶやきも聞こえた。

今回の企画は、東京三弁護士会の女性弁護士が憲法と平和への同じ思いを共有していることを実感できた有意義なものであった。



2015年度 夏期合同研究

7月14日、弁護士会館において、2015年度夏期合同研究が開催された。
午前中には19の分科会、午後からは全体討議が開催され、
分科会はのべ616名、全体討議はのべ362名が参加した。

第1分科会

ここがポイント! 実務に生かせる最新・消費者関連法改正の動向

消費者問題特別委員会副委員長 大塚 陵 (60期)



現在、消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法のいわゆる消費者三法のいずれについても改正の議論が行われているため、消費者問題特別委員会では、その議論状況及び現時点での見通し等をスライドを用いて報告した。

まず、消費者契約法については、志水美美代委員、水口瑛葉研修員から、改正課題全体の概説と、主要な論点である「消費者」概念及び「勧誘」要件（広告等への適用）についての報告が行われた。

次に、特定商取引法については、菊間龍一研修員、鈴木さとみ委員、小森貴之委員から、訪問販売等の勧誘に関す

る問題（事前拒否制度の導入の当否）、権利の販売の問題（政令指定制撤廃の当否）、美容医療の問題（同法の適用対象とすることの当否）について、具体的な事例等に即しながら報告がなされた。

最後に、割賦販売法については、上原誠委員から、クレジットカート取引の実際の仕組みの解説を踏まえつつ、そうした実態に対応しようとする今回の改正についての報告が行われた。

あまりに意欲的な企画で消化不良となるおそれもないではなかったが、多数の会員にご出席いただき、盛会であった。

第2分科会

ストーカー犯罪における加害者治療

犯罪被害者支援委員会委員 高橋 洋平 (63 期)



当分科会では、犯罪被害者支援委員会と刑事弁護委員会の共催で、独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター平井慎二医師をお迎えし、ヒトの行動原理に基づく新しい治療法である「条件反射制御法」についてお話を伺った。

条件反射制御法は、種々の物質あるいは行動に対する欲求を生じ難くし、仮に欲求が生じてもそれを消す技法であり、薬物などの物質使用障害のほかに、PTSD、反応性抑うつ、自傷行為、病的賭博、性嗜好障害、強迫行為な

どに実践され、大きな効果をあげている。そして、近時、ストーカー犯罪における加害者治療においても条件反射制御法が導入され、加害者のストーキング行為の欲求を低減させることに成功しているとのことであった。

我々弁護士はストーカー犯罪に対してどのように関与し立ち向かうべきか。刑事事件における情状弁護活動としてののみならず、被害者の支援の究極の形としての加害者治療（加害者をなくすことで被害者をなくす）も無視できない時代になってきているものである。

第3分科会

動物殺処分における法的課題

公害・環境特別委員会委員 佐藤 光子 (52 期)



殺処分問題、動物愛護法改正に関し、衆議院議員の松野頼久氏、NPO法人地球生物会議ALIVE調査員の穴戸みわ氏、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会顧問の高木優治氏、一般社団法人全国ペット協会名誉会長の米山由男氏をパネラーとしてお招きし、パネルディスカッションを行った。

松野氏は、マイクロチップ導入、8週齢規制、動物取扱業者の許可制、悪質業者による犬猫大量遺棄事件に言及した。穴戸氏からは、全国自治体アンケートによる現状分析、

動物取扱業者の専従職員数や飼養施設基準の明確化などの提案がなされた。ペット協会からは、業者のレベルアップを目指した資格制度を設けるなど自主的な取組みについて説明があった。高木氏からは、地域猫対策についての担当職員の不足、地域猫は地域社会の問題であることが指摘された。

立法、行政、動物愛護団体、ペット業者それぞれの立場からの意見を聞くことが出来、大変有意義な分科会であった。

第4分科会

行政事件への誘い ―業務改革の一分野として―

行政法研究部部員 大城 朝久 (59 期)



第1部では、伊藤祥治会員から、行政事件の分析と動向に関する報告がなされた。第2部では、行政事件に精力的に取り組んでいる尾谷恒治会員から、扱っている事件の類型、受任の経緯、報酬等について報告がなされた。第3部では、水野泰孝会員から、来年施行される改正行政不服審査法に関する説明とそれに関する弁護士の活動領域の拡大の可能性について報告がなされた。第4部においては、渡邊正昭部長より、業務改革の一分野として、多種多様な行政分野への進出の可能性及び実際の取組について報告がなされた。

加えて、多種多様な行政事案の発展に対応できる弁護士を養成する制度の必要性、また、これに対する当部会の役割について報告がなされた。

各報告を通じて、行政法分野は訴訟事件以外にも未だ開拓の余地が大きく、広汎な発展可能性を秘めている反面、多種多様な行政分野の需要に応じる体制の整備が必要であることを認識させる有意義な分科会となった。

第5分科会

高齢受刑者に対する刑務所内処遇の現状と課題

刑事拘禁制度改革実現本部委員 新倉 修



安田恵美氏（國學院大学法学部講師）の講演を受けて、高齢受刑者問題を議論した。

まず講師は、刑事施設収容者の5人に1人が高齢者（60歳以上）で、受刑者の少なくとも10人に1人が精神的・心的な障害を抱えているという現状を前にして、犯罪者にとって刑事施設が「最後のセーフティ・ネットワーク」になっていると指摘し、「生きにくさを抱えた人が刑務所で増えている」という。処遇面では、生命・健康の維持という課題があり、矯正医療の崩壊の危機もあり、地域との医療共助の強化拡

大も必要となっている。

また、窃盗などの軽微な犯罪での頻回受刑者の増加（とくに女子刑務所）や仮釈放率の低下など、社会復帰の困難さが社会的排除を招き、さらに犯罪を招くという「負のスパイラル」がみられる。2012年に地域生活定着支援センターが全国展開し全国的な協議会が設立されたものの、出所者の孤立化を防ぐための支援の拡充を含めて、多くの課題が残されている。

第6分科会

『憲法第9条の解釈に関する報告書』に関する集中討議

憲法問題対策センター 憲法問題研究部会 部会員 藤川 元 (35期)



7月14日の研究会は、久しく議論の行なわれていなかった憲法9条の問題を正面から扱ったことで意義深いものであった。

憲法9条を素直に解釈するならば、自衛隊を保有することや米軍を日本に駐留させることは違憲である、と言わざるをえない。

当研究会は、武力を放棄することとともに現在の政策の一部を変えることを提言する。たとえば、米国に対する外交を対等な成熟した国同士のものに、歴史問題に対する真摯

な取り組み、開発途上国に対するさらなる利他的な経済支援、など。このようにして、現状を一変させ、世界から尊敬される国になる努力を重ねる一方で、非武装に徹しよう、というものである。

これを巡って様々な意見が出されたが集団的自衛権を立法化しようとする今の動きについては憲法違反であることで異論はなかった。

このような議論をすることで、憲法9条の意義を見極めるとともに、真の安全保障とは何かを深く考えようではないか。

第7分科会

司法取引

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



当委員会委員長より、今回改正案の証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設（他人負罪型司法取引）について説明がなされた。その後、23年間検察官としての実務を経験されてきた郷原信郎弁護士（第一東京弁護士会）から他人負罪型司法取引の問題点の指摘を受けた。

郷原弁護士は、昔からの調書中心主義を脱却することが可能となることや、会社内のコンプライアンス違反摘発の見地から、この協議合意制度の成立自体に賛成であるが、現

法律案には疑問があるとする。とりわけ、協議合意する供述者が意図的な虚偽供述をする場合、虚偽性を発見することは容易ではなく、この点については協議合意の全過程において可視化の手続を取ることが不可欠であり、検察官はこの経過について徹底した証拠開示をするべきであるとする。更に、供述者に弁護士が就任した場合、検察官との合意書面に連署することになる。弁護士は制度設計上供述内容の信用性について担保すべき立場とされているが、このようなことが可能なのかという疑問点が出された。

第8分科会

意思決定支援（保佐・補助の実務を中心に）

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 福武 功蔵 (58 期)

宮田百枝委員より意思決定支援に関する報告があり、障害者権利条約の背景に障害者を「保護の客体」から「人権の主体」へ転換する発想があり、本人の意思の尊重と本人の最善の利益との衝突が生じうることが問題提起された。

具体的ケース4例を通じて、ケースそれぞれに存在する問題点についてパネルディスカッションを行い、赤沼康弘委員及び筑波大学大学院人間総合科学研究科講師の名川勝氏から貴重なコメントを頂いた。よりよい支援のために

は本人の意思を把握することが重要となり、本人の意思を把握するための手段が意思決定支援である。意思決定支援では本人の意思を確認しやすい状況等を知ることや、本人に対する十分な情報提供を行うことが必要であり、福祉関係者のネットワークを使った本人に関する十分な情報収集が必要である。難しいテーマと思われたが、日頃の後見人活動にも活かせるような内容を含む充実した研修となった。



第9分科会

身近な出産・育児をめぐる労働問題 （マタニティーハラスメント）

労働法制特別委員会研修員 溝口 竜介 (66 期)

当委員会では、妊娠や出産、育児を理由とする不利益処分（マタハラ）をテーマとして分科会を実施した。分科会は2部構成で、第1部は、最判平26.10.26（民集68.8.1270）を題材とした仮定の事案につき、使用者と労働者がそれぞれ弁護士に法律相談に行った、という設定の寸劇を行い、労使の考え方の違いを浮き彫りにすることを試みた。これに続く第2部は、パネリストとしてお招きした今野久子会員、厚労省の河村のり子課長補佐、マタハラNet代表の小酒部さやか氏から論評等を頂いた。

河村氏は、マタハラの根底には少子化問題等と同様、①性別役割分担意識、②長時間労働への親和性があると指摘された。アメリカ国務省から『世界の勇氣ある女性賞』を受賞された小酒部氏は、日本はマタハラの後進国であるとして、ジェンダーに対する意識改革の必要を強く訴えられた。また、今野会員からは、題材判例の解説、寸劇については昇格請求権に関する検討についてご指摘を頂いた。

時間を延長する白熱した分科会で、マタハラに関する知見を深める有意義な発表であった。



第10分科会

改正民法の要点に迫る―逐条解説(その2)

法制委員会委員 山崎 岳人 (64 期)

法制委員会では本年3月30日と5月1日に「改正民法の要点に迫る―重点項目の逐条解説」と題して、本年の通常国会に提出された改正民法に関する研修を開催した。本分科会はその第2弾である。

今回は、岩田修一副委員長による司会のもと、第1弾で触れられなかったテーマを中心に、錯誤（中込一洋委員長、小松達成副委員長）、法定利率（木村真理子副委員長、山崎岳人委員）、相殺（廣畑牧人委員、角田智美委員）について逐条解説がなされ、設問形式の解説では参加者に30

秒のシンキングタイムが設けられるなどした。その後、売買（吉直達法委員）、請負（横山宗祐委員）、賃貸借（大橋美香副委員長）、消費貸借（稲村晃伸委員）の各契約について、契約書作成時の注意点が解説された。

今回の改正は民法総則から債権各論までの広範な項目に及んでおり、本分科会にも多数の会員に参加していただいた。法制委員会では今後も債権法改正の研修を実施していきたい。



第11分科会

ヘイトスピーチ被害者救済のために弁護士ができること

外国人の権利に関する委員会委員 古池 秀 (65期)



本分科会では京都弁護士会所属の豊福誠二弁護士が携わった京都朝鮮第一初級学校襲撃事件と徳島県教祖襲撃事件について、事件の概略、訴訟に至るまでの流れ、裁判(判決)について詳細に発表された。

京都朝鮮第一初級学校襲撃事件においては、実際の襲撃の様子が上映された。豊福弁護士がこの事件に対応するに際し、現行犯であり証拠も明白であるのに警察の対応が遅く被害が拡大したこと、校門近くでの街宣等禁止の仮処分が出たのに公安委員会は街宣を許可したこと、被

告である在日特権を許さない市民の会からの攻撃を避けるために原告を児童ではなく学校法人と選択したことで、無形的な損害についての立証が困難であったこと等の様々な困難に直面することとなった一方で、人種差別撤廃条約違反を根拠に高額な損害を認定する、判決の中で民族教育を実施する利益を認めるなどの貴重な成果を得たことが発表された。

第12分科会

弁護士に対する業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60期)



当委員会では、川田剛副委員長が、業務妨害事例を離婚事件に関わる業務妨害、刑事弁護に関わる業務妨害、依頼者からの業務妨害、企業法務に関わる業務妨害という類型毎に整理し、教訓と対策について紹介した。

いずれの類型も弁護士が日常的に扱う業務に基づいて発生する業務妨害であって、誰にとってもいつ起きてもおかしくないとの指摘が繰り返しなされた。また、最も容易かつ有効な対策として、事務所の常時施錠を改めて推奨するとともに、離婚事件におけるDV事案における複数受任・複

数対応の必要性も説明がなされた。

出席した会員から、支援要請の具体的手順についての質問を受け、当委員会は迅速な対応を旨としており、支援要請があれば当日中の対応を心掛けていることを案内し、業務妨害を受けて悩んだり危険を感じたりしたら、一人で抱え込むことなく、当委員会に支援要請を行うよう呼びかけ、本会は終了した。

第13分科会

現行制度下における、あるべき司法修習制度論

(司法改革総合センター・法曹養成制度改革実現協議会 共催)

司法改革総合センター事務局長 近藤 健太 (48期)



本年6月30日、政府の「法曹養成制度改革推進会議」において「法曹養成制度改革の更なる推進について」と題する決定が出されたところであるが、あるべき司法修習制度については必ずしも具体的な議論が深められているとは言えない。

当会においては、昨年度、法曹養成制度改革実現協議会「司法修習制度検討部会」と司法改革総合センター「法曹人口・法曹養成問題ワーキンググループ」という別個の組織において、あるべき司法修習制度について議論してきた。

そこで、本年度の夏期合同研究においては、上記2つの

組織における議論を結集し、現行制度下においてはいかなる司法修習制度が望ましいのか検討することとなった。

当日は、教官経験者をはじめとするベテラン弁護士のみならず、若手弁護士・司法修習生まで幅広い層の出席が得られ、予定されていた部屋が満席となるほどの盛況ぶりであった。

そして、初めて実施された導入修習を経験した68期司法修習生3名から感想・報告が得られたほか、選択型修習を経験した若手弁護士からも貴重な経験談を聞くことができ、実態をふまえた議論が深められたところである。

第14分科会

多摩支部本庁化運動 10年の歩みと展望

多摩支部本庁化・本会化推進本部事務局長 露木 肇子 (36 期)



第14分科会では、3名の推進本部委員によるパネルディスカッションを行った。

多摩支部は、平成17年6月の臨時総会で裁判所立川支部の本庁化推進決議をしてから10年間、多摩の市民・議会・首長・経済団体・国会議員等に様々な働きかけをしてきた。本年3月には、多摩支部及び多摩全商工会議所の本庁化を求める要望書を、国会議員らと共に最高裁及び法務省に提出し、この件はマスコミにより全国に報道された。このような経緯を踏まえ、高木一彦委員は、支部のままでは何ら自己決定権がなく、本庁化によって地域司法の責任主体を作

る意義を語った。元裁判官の舟橋定之委員は、多摩は24区目ではなく独自の社会的経済的基盤を有するのだから、地域に合った裁判所を作るべきであると述べた。若手代表の鳥生尚美委員は、鹿児島地裁名瀬支部での経験を基に、同支部では裁判官不足が問題であったが、法テラスの弁護士増員が裁判官増員につながったこと等より、まず弁護士が地域住民のニーズに応える必要性を述べた。

最後に、22名の参加者は、東弁及び多摩支部が本庁化早期実現に真摯に取り組むことを求める宣言文を採択し、山本哲子支部長が決意表明して閉会となった。

第15分科会

裁判員アンケート分析からみる今後の弁護活動

裁判員制度センター委員 川崎 良介 (66 期)



本分科会では、裁判員裁判の経験豊富な高橋俊彦会員を講師として招き、大久保博史会員がコーディネーターを担当し、お話を伺った。

裁判員のアンケートによると、「話し方に問題があった」、「話す内容が分かりにくかった」、「質問の意図・内容が分かりにくかった」の各質問に対する「はい」との回答率が、検察官については、9.91%、5.52%、15.12%、弁護人については、26.78%、18.07%、28.71%と全ての質問において弁護人の方が分かりにくいとの結論が出ていること

が指摘された。

話し方については、「声が小さい、話すスピードが速い」等の意見が散見されたとの指摘があり、話の間に間を取る等の対策が紹介された。

また、弁護活動の内容についても、「3つのC」等について、そもそも有効な方法なのか活発な議論がなされた。高橋会員の「自分の中での心証形成過程を精査していくことが分かりやすい弁護活動に繋がる」との言葉が印象的だった。

第16分科会

同性婚を認めないことこそ憲法違反?! ～ LGBT のパートナーシップを人権問題として考える～

両性の平等に関する委員会委員 山本 真由美 (62 期)



当委員会で積極的に取り組んでいるLGBTの人権問題として、同性婚をテーマにした分科会を行った。本年3月に同性カップルに対するパートナーシップ証明書の発行を定めた条例が渋谷区で可決し、6月にはアメリカ連邦最高裁で同性カップルに婚姻の権利を認める旨の判決が出たため、会員の関心は高く、38名が参加した。

国際的な潮流では同性婚を認める方向に進んでいるものの、渋谷区条例は法律婚と同じ効果を生じさせるものではなく、同性婚が認められないために当事者が困難に直面し

ている現実を各委員が解説し、当事者の陳述書の代読も行われた。

そして、首都大学東京の木村草太准教授により、憲法24条は文言解釈上も趣旨からも同性婚を禁じていないことや、13条・14条による自由権・平等権的構成のみならず、25条を根拠に制度保障を求める社会権的構成ができる等、憲法の専門家ならではの解説がなされた。

同性婚につき深く考える、熱い分科会となった。

第17分科会

非弁護士が所有・経営する海外法律事務所 (ABS) の出現とその影響

国際委員会研修員 沼澤 佳枝 (67 期)



昨今、弁護士以外の者が出資又は経営参加する法律事務所の形態である Alternative Business Structure (ABS) について、一部の国で、法律事務所の業務に参加しない投資目的の非弁護士からの出資を認める ABS が出現し、諸外国において関心が高まっているところ、諸外国での開設状況と我が国における論点等に関する整理・議論を行った。

まず、ABS の中でも、非弁護士に投資目的の出資・経営参加を認める形態が英国等いくつかの国で認められていることに、依頼者の利益の実現、弁護士の独立性保持、利益相反防止等の観点から問題が指摘されていることが紹介された。

また、上記の点と関連して、ABS 所属外国弁護士の外資資格審査及び登録申請の取扱いについて論点整理と議論がなされ、当該 ABS における非弁護士の出資割合を審査項目に含める方策等についても議論がなされた。

他方で、法的サービスの多様化とイノベーション、司法アクセスの拡充に貢献している海外 ABS の存在も指摘され、そうした ABS ならば存在意義があるのではないかなどの意見が出されるなど、活発な議論が行われた。

弁護士業務の国際化が進展していく中で、今後ますます議論を深める必要があると感じた。

第18分科会

シリア難民について—現地報告と我が国の難民認定

人権擁護委員会 国際人権部会 副部会長 大川 秀史 (50 期)



シリア内戦は本年に入っても収束のきざしはなく、日本人 2 名の殺害に大きな衝撃を受けた一方、国内ではシリア出身者が難民認定を求めて提訴している。

内戦勃発後に実に 4 度にわたりシリアに渡航したフリージャーナリストの西谷文和氏は、自ら撮影した映像を交えながら、現地の状況や紛争の背景を解説した。市街地は砲弾により完全に破壊され、各地に難民キャンプが開設されている様子に息をのんだ。また日本政府の対応次第で、後藤健二さんは解放されていたのでは、と語る姿も印象的であった。

次いで難波満弁護士が、シリア人の難民認定を求める弁護活動について報告した。戦況が日々報道され、国民の半数約 1000 万人が難民・国内避難民として住まいを追われているのに、2014 年 11 月までに日本で難民認定申請した 61 名中、現在までに難民認定を受けたのは僅か 1 家族 3 人に過ぎない。入管が彼らの訴えを退けた理由と、映像を通じてみたシリアの実情との間に大きな差を感じた。

世間の関心の高いテーマであるため、引き続き研究を続け、公開シンポジウム等を実現したい。

第19分科会

被災地の今

理事者付嘱託・東日本大震災対策本部委員 濱田 憲孝 (59 期)



当分科会では、東日本大震災より 4 年が経過した「被災地の今」を知り、節目となる 5 年目を迎えるにあたって復興への喫緊の問題を議論するため、岩手、宮城、福島各県において被災者のため活躍されている、吉江暢洋弁護士（岩手弁護士会）、宇都彰浩弁護士（仙台弁護士会）、西ヶ谷尚人弁護士（第二東京弁護士会）の 3 名を講師として招き、各県の現状報告をしていただくとともに、安藤建治弁護士（東日本大震災対策本部副本部長）をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

各県の現状報告やパネルディスカッションを通じ、被災地においては、住宅の復興問題や被災者の帰還問題等、未だ解決の目処が立たない問題が山積する状況が浮き彫りとなり、被災地及び被災者への支援が、現在もなお強く求められる現状が再確認された。

東日本大震災における復興過程の問題点を改めて学ぶことにより、首都直下地震が予測される東京における災害対策研究という意味においても、有意義な分科会となった。

法曹人口・法曹養成問題等の特別報告

広報室嘱託 西川 達也 (61 期)

日本弁護士連合会特別嘱託として、法曹人口・法曹養成問題に深く関わってこられた丸島俊介会員から特別報告があった。

報告は、政府の法曹養成制度改革推進会議において本年6月30日に決定された「法曹養成制度改革の更なる推進に



ついて」の概要に基づき、最新の法曹人口・法曹養成をめぐる最新の情報について解説が行われた。

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組については、法務省、最高裁とともに、日弁連、弁護士会に環境整備等の取組が期待されていること、法曹人口については、法曹の質を確保しつつ当面

1500人程度が輩出される取組が進められるべきものとされていること、法科大学院については、平成30年までを集中改革期間として、司法試験に概ね7割以上が合格できるよう充実した教育を目指すこと、そのために法科大学院の組織の見直し、教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減が図られるべきものとされていること、予備試験については、法科大学院を中核プロセスとする法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮すべきとされていること、司法試験について、選択科目の廃止の是非について検討されていること、司法修習については、導入修習等の実施による修習内容の更なる充実、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討すべきとされていること、今後の課題として、社会的状況等を踏まえて、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討が必要であるとされていること等について、報告があった。

全体討議 第1部

立憲主義と平和主義—戦後70年に改めて考える

憲法問題対策センター委員 棚橋 桂介 (66 期)

1 序

憲法問題対策センターでは、2015年度夏期合同研究全体討議において水島朝穂・早稲田大学法学学術院教授を招き、「立憲主義と平和主義—戦後70年に改めて考える」と題する講演を行った。水島教授の講演はいつもエネルギーで、時には辛辣に政府を批判し、驚くような秘密情報(?)を交えて聴衆をぐいぐい引っ張っていく。その熱い内容を紹介する。

2 講演の内容

憲法学界では、自衛隊の合憲性について現在統一の見解は存しないにも拘わらず、集団的自衛権は違憲とする立場が圧倒的である。しかし安倍政権は、国会が招致した憲法学者3人全員が集団的自衛権行使は違憲と明言したにも拘わらず、砂川判決の援用という牽強附会の論法により、反対意見を押し殺そうとしている。

個別的自衛権と集団的自衛権の違いは、我が国に対する武力攻撃なくして他国への攻撃が可能かという点である。従

来の政府の説明によれば、集団的自衛権の行使が違憲とされるのは、自衛のための必要最小限度の実力は戦力に該当しないのでこれを行ってことが許されるが、我が国に対する武力攻撃がなされていないのに他国を攻撃することは自衛のための必要最小限度の実力の行使といえないからである。過去60年間、国会はどこまでの装備であれば戦力に該当しないかについての議論を蓄積し、政府は自国が攻撃されていないのに自衛権を発動することは憲法を改正しない限りできないとの答弁を繰り返してきた。

このようにして形成されてきた憲法慣行に、一内閣の閣議決定によって実質憲法改正にあたるような変更を加えることは、明白に違憲であり、法的安定性を根底から揺るがす。



従来、自国に対する武力攻撃の現実の発生の有無、そのおそれの程度により、類型別に武力行使・防衛出動の可否が議論され、我が国が現実武力攻撃を受けるまでは武力行使はできないとされてきた。しかし今回の新安保法制では、防衛の対象が国土から国益に転換され、経済的資源の入手に困難を生じたに過ぎない場合でも、存立危機事態にあたりと判断されれば武力行使が可能となる。

このような大転換を正当化する理由として政府は安全保障環境の変化を挙げるが、何がどう変化したのか明確な説明はない。尖閣諸島の問題は個別的自衛権の問題に過ぎず、ホルムズ海峡の機雷掃海の実例は、同海峡には公海部分が存在しないから前提が成立しない。

集団的自衛権の行使は、行使される相手国からすれば、自分が攻撃していない相手から先制攻撃を受けることに他ならないということについて、思いをいたす必要がある。

3 結語

会場には多数の会員が集まり、現在の安倍政権の暴走・「壊憲」、新安保法制の危険性に対して会員が抱いている危機感の高まりを感じさせた。

夏期合同研究後、政府・与党は衆議院における強行採決により新安保法案を通過させた。しかし、違憲立法に立ち向かいこの国に立憲主義を取り戻す我々弁護士の戦いは、これから正念場である。

全体討議 第2部

「民法(債権関係)改正の概要」～弁護士に期待される水準

法制委員会副委員長 小松 達成 (62 期)

第1部では、法制審部会幹事として議論をリードされてきた東京大学大学院の道垣内弘人教授にご講演いただいた。道垣内教授は、資料で98個(!)もの改正事項を取り上げたうえで、それを4種類に分けて解説された。4種類とは、判例法理や一致した見解等の明文化、不明確なところの明確化、一見すると変化のあったところ、本当に変化のあったところの4つである。参加者にとっては、改正事項の区分けがなされたことで、何も無い改正の森に地図ができたと感じられたのではないだろうか。

たとえば、債務不履行による損害賠償の範囲について、現行民法416条2項は「予見し、又は予見することができた」という要件であるが、全くの事実的判断ではなく、規範的要件と解されていた。契約時から債務不履行時までの間に、債権者がありとあらゆる事情を債務者に伝えても、債務者に予見可能性があったとは必ずしも認められない。法案では、上記要件が「予見すべきであった」という規範的要件に変わるが、一致した見解が明文化されただけである。

他方で、法案では、諾成的消費貸借の借主が目的物受取前に解除した場合(法案587条の2第2項)や、消費貸借の借主が期限前弁済をした場合(法案591条3項)において、貸主に損害が生じたときは、貸主は借主に対しその賠償を請求できると規定する。損害賠償の名目で実質的に利息であるものが借主から奪い取られてはならず、利息制限法との関係が問題となる。また、300万円を1年後に返済したいという借主に対し、貸主が3000万円を3年後に返済するという契約で貸付けた際、期限前弁済の損害賠償が後者を基準としてなされてよいのかという疑問があり、弁護士の

活躍のもとでの判例の展開が期待される。

第2部では、道垣内教授とともに、法制審部会幹事を務められた高須順一委員と、篠塚力法制委員会前委員長によるパネルディスカッションが行われた。改正に通じた3者の発言からも、消滅時効、保証人保護の方策の拡大等、特に重要な改正点について、実務家としてより深い検討を行うことが期待されているということが伝わってきたものと思われる。

道垣内教授の講演では、弁護士の活躍で判例の展開及びよりよい実務の形成が期待されると述べられた点がたくさんあったのが印象的であった。たしかに、改正後の民法の担い手はユーザーの側に移る。そして、その主たる担い手となり、使いこなしていくのは私たち弁護士(特に若い世代)である。改正の対応をしないといけないうのはわかっているが、何かきっかけがほしいという方は、おそらくたくさんいらっしゃると思われる。そのような方々にとって、本講演が改正の全貌と要点を簡単に(楽しく)掴むことができる格好の入り口となったのであれば、幸いである。



OKINAWA

第2回 はびこる沖縄の米兵犯罪～政府の弱腰外交に一因～

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 寺崎 昭義 (24 期)

1 はじめに

沖縄では、普天間基地撤去と辺野古基地反対の運動が「島ぐるみ」で取り組まれている。

政府は、辺野古基地建設は普天間基地の負担軽減の「唯一の解決策」として、辺野古基地建設を強行しようとしている。

辺野古基地建設のためのボーリング調査に対して、沖縄の多くの人々が、陸上と海上とで体を張った阻止行動を行っている。

沖縄の人々が米軍基地の撤去を求める大きな要因の一つとして米軍犯罪の多発がある。

今回は沖縄における米軍犯罪について考えてみたい。

2 多発している米兵犯罪

沖縄の施政権が日本に返還された(本土復帰)1972年から2010年の39年間の米兵等による犯罪検挙件数は5,705件で、そのうち殺人、強盗、強姦、放火などの「凶悪犯」は10パーセントを占めている*1。

凶悪犯罪には、民間人殺人事件12件のほか、1995年9月の女子小学生が米兵3人にレイプされた少女暴行事件が含まれている。

この39年間では、年間平均約150件の米兵等の犯罪が発生しているのである。

また、米兵等による交通事故件数は、1981年～2010年末の累計で2,588件、年間平均86件が発生している*1。

2012年10月16日には、米兵が帰宅途中の20代の女性を襲い、強姦したうえ首にけがを負わせる事件が発生している。

米兵による事件が起きるたびに、「再発防止」・「綱紀粛正」が約束されながら、米兵による犯罪が繰り返されているのだ。

3 裁けない「公務中」の米兵犯罪

このような、米兵らの犯罪が多発するのを防げない一因に日米地位協定の問題がある。

地位協定第17条は、米軍人・軍属・家族が日本で犯罪を犯したときの刑事裁判権についての規定である。

17条3項では、公務執行中でない場合の米軍人・軍属の犯罪については、日本が第一次裁判権を持つとされているが、公務中の犯罪は米側が裁判権を持つとされている。しかし、公務中であったか否かについての判断は、米軍の部隊指揮官が公務証明書を出すか否かに委ねられている。米軍当局が「公務証明書」発行した場合も、日本側で反証があれば異議申立ができるとされているが、日本側が「異議申立」をしたのは、1957年の「ジラード事件」、1974年の「伊江島事件」の2件しかない。

防衛省によると、1985年から2004年までの20年間の「公務中」の事件は約7000件で、死者も21名出ている。このうち、軍事裁判にかけられたのは1件のみで、懲戒処分となったのは314件である。多くが軽い処分済で済まされるか「無罪」となっている。

4 捜査権も制約

日本側が裁判権を持っている事件でも、17条5項によって、被疑者の拘禁は裁判までの間、米軍側が行うことになっている。

1995年に発生した少女暴行事件を受けて、日米両政府は殺人と強姦事件の場合は、起訴前でも日本側に被疑者の「身柄を引渡す」との「運用改善」を合意したが、これは米軍が「好意的配慮」を行って同意した場合のみである。2002年に沖縄県志川市(現うるま市)で発生した米海兵隊員による強姦未遂事件では、日本側の「身柄引渡し要請」は米側が拒否している。この「運用改善」はあくまで米軍の裁量次第なのだ。

*1：沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍基地の現状と課題」

5 ここにも密約

2008年10月23日、同年9月に米国立公文書館での米政府解禁文書の調査で入手した文書で、日本に駐留する米兵の「公務外」での犯罪で「著しく重要」な事件以外は日本の第一次裁判権を放棄するとした日米密約の原文が明らかとなった。

地位協定第17条は、1953年8月にNATO地位協定が発効したのを受けて、同年9月に「公務外」の犯罪の場合は日本に第一次裁判権があると改定された。密約は、第17条改定の議定書発効の前日の10月28日に結ばれた。密約は協定の運用について協議する日米合同委員会裁判権分科委員会刑事部会の日本側代表（津田實法務省刑事局総務課長）の声明として、「日本にとって著しく重要と考える事件以外については第一次裁判権を行使するつもりはない」と非公開議事録に明記されていた。日本が第一次裁判権を実質的に放棄する密約が結ばれていたのである。

米兵らの起訴を最小限にすることを日本が約束していたのだ。

6 低い起訴率

法務省の統計によると、2001年から2009年の間の一般刑法犯の起訴率は、国内の全事件の約48パーセントとなっている。これに比べて、米兵らによる事件での起訴率はほぼ半分の約25パーセントとなっている。

罪名ごとでも、強姦事件は33件中8件（約24パーセント）、強制わいせつは19件中2件（約11パーセント）が起訴されているだけである。

このように、起訴率が低いのは捜査権の制約以外にも制約があるからである。

日本側に、第一次裁判権がある場合でも、日本が裁判権を行使するかどうかについて、軽微な犯罪の場合は10日間、その他の犯罪の場合は20日間以内に

アメリカ側に通知をしなければならない。通告がない場合は、裁判権はアメリカ側に移るとされている。これは、地位協定による定めではなく、日本政府が「日米両当局間の内部的な運用準則」として非公表（要旨のみが公表）としている「合意事項」と呼ばれる取り決めで定められている。

被疑者の取り調べに制約があるうえ、起訴するか否かの決定までの時間の制約があり、日本の警察や検察の捜査は大きく制約されている。被疑者の身柄が米側にある場合には被疑者は基地内で自由に行動でき、「証拠隠滅」も容易になされ、捜査はさらに困難となる。

このようなことから、米兵らの犯罪の起訴率は低くなっている。

このような米軍人らの犯罪の多発を防止するため、日弁連は日米地位協定17条等の改定の提言を行っている*2。

しかし、米軍犯罪の根絶の根本的解決策は、沖縄の人々がもめている米軍基地の撤去以外にはないのではないだろうか。

表 米兵らによる事件と一般事件の起訴率

罪 名	米兵らの 起訴人員数 (01-09年)	米兵らの 不起訴人員数 (01-09年)	米兵らの 起訴率 (01-09年)	国内における 全事件の起訴 率(01-08年)
公務執行妨害	1	11	8%	54%
住居侵入	19	84	18%	51%
強制わいせつ	2	17	11%	58%
強かん	8	25	24%	62%
殺人	3	1	75%	58%
傷害・暴行	73	204	26%	58%
窃盗	42	503	8%	45%
強盗	33	16	67%	81%
詐欺	0	40	0%	67%
横領	0	43	0%	16%
一般刑法犯全体	242	712	25%	48% (※01-09年)

(注)米軍事件は「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」、国内事件は「検察統計年報」に基づく

* 出典：〈沖縄〉基地問題を知る事典

* 2：日本弁護士連合会「日米地位協定の改定を求めて一日弁連からの提言一」2014年10月

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第33回 東京地裁平成26年9月17日判決

(国・八王子労基署長(東和フードサービス)事件)〔労判1105号21頁〕

労働法制特別委員会委員 近藤 麻紀 (52 期)



1 事案の概要

- (1) 本件は、Xが、Y労働基準監督署長（以下「Y庁」）に対し、Xの子Kの自殺が、勤務先T社での過重業務による精神障害の発症または悪化による業務上災害であるとして、遺族補償給付及び葬祭料の各支給を請求したが、Y庁がいずれも支給しない旨の各処分（以下「本件各不支給処分」）をしたため、その取消しを求めた事案となる。

K（死亡当時25歳）は、大学入学後、軽度のうつ病と診断され、自殺の数日前まで通院しており、自殺に至る主な経過は(2)のとおりである。

- (2) Kは、うつ病発症後も、大学生活は特段の支障もなく平成17年3月に卒業し、同年5月、飲食店を経営するT社にアルバイト（以下「メイト」）として入社した。Kは、喫茶店（以下「本件店舗」）で主に接客業務に従事し、同18年8月31日には正社員となり、同年9月から本件店舗の責任者として店舗の運営全般にかかる管理業務に従事し始めたが、同年12月9日朝、自宅マンションのベランダから飛び降り自殺した。

本件店舗の正社員はKのみで、店舗運営にはメイトらとシフトを組む必要があるが、Kの店舗責任者就任後に退職者が続出し、上司や他店舗からのヘルプの要請も受け入れられず、自殺前日には2名から退職申出を受け、上司らにメールや電話で相談し、上司らと面談することとなった日の朝、自殺した。

2 争点及び裁判所の判断

本件の争点は多岐にわたり、紙面の都合上、T社入社前に発症したうつ病（以下「本件精神障害」）の評価に関わる部分について検討するが、裁判所は、概ね以下のとおり判示し、本件各不支給処分を取り消した。

(1) 業務起因性の判断基準

ア 裁判所における業務起因性の判断は、行政庁の通達等に拘束されるものではないが、「心理的負荷によ

る精神障害の認定基準」（平成23年12月26日基発1226第1号）（以下「認定基準」）は、平成23年11月8日付け「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」（以下「検討会報告書」）の内容を踏まえ、その合理性を基本的に引き継いでいると考えられるから、基本的には認定基準に従いつつこれを参考としながら、必要に応じてこれを修正する手法を採用する。

イ 認定基準では、業務以外の原因により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、原則としてその悪化について業務起因性は認めず、ただし、業務上、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うとしている。

ウ しかし、認定基準における「特別な出来事」とは、「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした」や「業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）」という極めて稀な出来事であり、このような事実が存在しなければ精神障害の増悪部分についての業務起因性が認められないという解釈は、健康者であれば、「特別な出来事」がなくても業務起因性が認められる場合があることとの対比において、著しく正義・公平に反する結果を招来することになりかねない。

したがって、認定基準が規定するところの「治療が必要な場合」とは、「精神障害で長期間にわたり通院を継続しているものの、症状がなく（寛解状態にあり）、または安定していた状態で、通常の勤務を行っていた者」を含まないと限定解釈し、「安定していた状態」であるか否かを具体的事案に即して判断することが相当であり、「安定していた状態」であった者については、業務における心理的負荷の程度を

具体的状況に即して検討し、業務起因性を判断するのが相当である。

(2) 業務起因性の具体的判断

ア Kの精神障害は、T社における勤務を含めて、社会生活を特段の支障なく送ることができる程度には安定していたものであって、少なくともT社に就職した年には、本件精神障害の症状が精神障害の発病と寛解を繰り返していた状況にあったと評価すべきではなく、おおむねその症状が消失していたとみるべきである。

本件精神障害の症状は、自殺した12月の時点では、安定していた状態にあったから、通常の場合の認定基準に則して、業務の過重性について検討する。

イ 12月8日までにメイトの多くが退職を申し出た出来事の心理的負荷の程度が「強」である等を全体評価すると、業務による強い心理的負荷の存在を認めることができる。Kは、業務による強い心理的負荷によって、安定した状態にあった本件精神障害を増悪させたことが認められる。

3 検討

(1) 自殺の業務起因性

労働者の故意による死亡は、労働者災害保険給付の制限事由（労災保険法12条の2の2第1項）に該当するが、業務に起因して精神障害を発病した者が自殺をした場合には、原則として業務起因性が認められると解されている。

(2) 業務外で精神障害を発病し治療が必要な状態が悪化した場合

検討会報告書は「既に精神障害を発病して治療が必要な状態にある者」は、「病的状態に起因した思考から自責的・自罰的になり、ささいな心理的負荷に過大に反応する」、「自然経過によって悪化する過程においてたまたま業務による心理的負荷が重なっていたにすぎない場合」もあるとし、認定基準は、精神障害の悪化の業務起因性に「特別な出来事」を求める。国・天満労基

署長（明生病院）事件（大阪地判平成26年1月15日労判1093号57頁）も、「特別な出来事」を求め、同出来事が存在しないとして業務起因性を否定した。

(3) 本判決について

本判決は、認定基準を限定解釈して通常の認定基準に則して判断し業務起因性を認めた。認定基準を形式的にあてはめた場合の結論の不都合性を回避し、個別事案に即し判断したものと考えているが、このような限定解釈の当否は今後の議論となろう。

なお、心理的負荷の程度の判断基準となる者をどこに置くかという議論と関連するが、本事案と同様の事案での精神障害の「悪化」「発病」の認められやすさが、健常者と同様か、健常者より認められやすいかは、個別事案によらざるを得ないと思われるところ、健常者と同様の心理的負荷の基準が適用される一方、「悪化」「発病」が健常者より認められやすくなると、これまで以上に業務上災害と認められる事案が増えることが想定される。使用者が労働者の精神障害を知らずに就労させ、事故後に病歴が判明することも多いが、業務上災害となると、通常は使用者の安全配慮義務違反の問題への影響を受ける可能性が高まることは否めない。使用者は、必ずしも労働者からの申告がなくても、その健康に関わる労働環境等に十分な注意を払うべき安全配慮義務を負っており、安易な過失相殺の主張も否定されている（東芝（うつ病・解雇）事件：最2小判平成26年3月24日労判1094号22頁）。平成27年12月1日から施行される労働安全衛生法のストレスチェック制度も、面接指導については労働者の申出にかかる制度ではあるが、指針等により、衛生委員会等において調査審議すべき事項にストレスチェックの受検の勧奨の方法や全ての労働者がストレスチェックを受検することが望ましいという制度の趣旨を事業場内で周知する方法を含めるものとされ、事業者は、ストレスチェックを受けていない労働者に対して受検を勧奨することができることなどからも、今後は、益々、心理的負荷の程度に配慮した労務管理に留意することが求められるものと考えている。

東 弁 往 来

第41回 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所



左から、細田健太郎弁護士（東京弁護士会：東京パブリック法律事務所所属）、筆者、鈴木加奈子弁護士（東京弁護士会：北千住パブリック法律事務所所属）



宮崎県弁護士会会員

五嶋 俊信 (57期)

2004年10月弁護士登録、東京弁護士会入会。北千住パブリック法律事務所にて約2年間の養成を受けて、2006年7月に宮崎県弁護士会に登録換えし、同年8月から日向入郷地区ひまわり基金法律事務所を開設して、2015年7月末をもって任期終了。定着。

1. はじめに

「東弁往来」にて日向入郷地区ひまわり基金法律事務所を取り上げてもらうのは2回目となります（前回 はLIBRA2010年9月号「東弁往来 第11回」、鈴木加奈子弁護士が報告）。

私は、2006年8月1日から9年にわたり日向入郷地区ひまわり基金法律事務所では活動をしてきましたが、2015年7月末をもってひまわり基金法律事務所としての任期を満了し、同年8月1日から同地にて定着し、今後「日向法律事務所」に事務所名を変更する予定ですので、ご報告させていただきます。

2. これまでの活動について

(1) 北千住パブリック法律事務所時代

私は、弁護士登録後、北千住パブリック法律事務所に所属させてもらい、約2年間養成をしていただきました。所長、副所長弁護士だけでなく、先輩、同期、後輩の弁護士と多くの民事、刑事、家事、債務整理の事件にかかわらせてもらいました。また、弁護団事件や他の事務所の弁護士と共同受任して事件を担当させていただくなど、様々な経験をさせていただきました。

北千住パブリックでは新人の事件検討会を毎月1回開いていただき、議論しながら事件処理を学べたのは大変いい経験でした。また、事務所自体も設立されて間がなく、これからスタイルができていくという時期だ

ったこともあり、弁護士会議でも私のような新人が自由に意見をいえる雰囲気があり、また、新人でもいろいろな役割を与えられるなど、事務所を作っていくことも体験でき、忙しかったけれども、楽しかった思い出でいっぱいです。

(2) 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所の活動

このような養成期間を経て、2006年8月から宮崎県日向市にある日向入郷地区ひまわり基金法律事務所では活動を始めました。私が事務所を設立した地域は、宮崎地裁延岡支部の管内で、延岡市には4つの法律事務所（5人の弁護士が所属）がありましたが、日向市には独立簡裁（家裁出張所を含む）しかないため唯一の法律事務所でした。

開設した当初は相談も少なく、また、あったとしてもいわゆる裁判や離婚の手の一般論を聞く相談が主でした。もっとも、2、3ヶ月すると、だんだんとその存在が認知されるようになったためか、民事・家事や債務整理の法律相談や受任事件数が増えていきました。未経験な事件も多かったので、相談者や依頼者の方には時間をいただいて調査・勉強しながら、相談に応じ、事件を進めたりしていました。また、北千住パブリックの弁護士とはメーリングリストでつながっていましたので、わからないことは何でも相談して何とか乗り切っていました。その後、債務整理の相談が爆発的に増えたせいか、相談件数が年間400件を超える年もあり、とても忙しかった印象です。

(3) 鈴木加奈子弁護士の参加

私は、こんな状況でも刑事事件を年間20件～25件程度受けていましたが、上記のとおり、忙しい状況が続いていたので、2009年4月より被疑者国選が始まるとこのままの体制で対応するのは難しいだろうと思っていました。

そこで、北千住パブリックの前田裕司所長（当時）に相談し、北千住パブリックで養成を受けていた鈴木加奈子弁護士に参加してもらうことにしました。

鈴木弁護士には赴任当初からフル回転で事件を担当してもらうことになりました。彼女は3年間大変だったと思います。鈴木弁護士の能力やキャラクターに負うところが多いですが、鈴木弁護士が参加してくれたおかげで、日向ひまわりとしての事件処理の効率もかなりあがりましたし、また、女性の相談者が増えるという私が想像していない効果もありました。そういう意味で、弁護士偏在地域では、単に弁護士が2人になったという意味以上の効果を実感しました。

(4) その後

弁護士が2人体制になったころから、裁判所依頼の事件（破産管財事件、成年後見人の事件）を多く受けるようになりました。これは少し他の事件をもやる余裕が出てきたからかもしれません。

鈴木弁護士が北千住パブリックに戻った後は、延岡地区に弁護士法人の支所ができる等地域の弁護士が増えたこともあり、債務整理事件はだいぶ少なくなりました。民事、家事の一般事件の相談は依然と変わりません。全国的な傾向と思いますが、離婚等の家事事件が多くなっています。

このように、日向市においてはまだまだ弁護士が必要とされており、相談者や依頼者にとって全て有利な

解決になるわけではありませんが、それなりに納得されている様子をみると、このこと自体、弁護士としてのやりがいにつながっています。

今後もこの地域で弁護士としての仕事が求められている、仕事としてやりがいがあるというのが定着した大きな動機になっています。

3. 宮崎県弁護士会について

私が入会した2006年8月の時点ではまだ会員が60人台だったと思います。現在は倍近くになっていますが、ベテランの弁護士から若手の弁護士までそれなりに顔が見える関係です。また、委員会活動が活発に行われており、私もいくつかの委員会に参加させてもらっています（主にテレビ会議で参加）。

延岡支部の弁護士とも年に3回程度懇親会を行ったりもしています（支部においては法曹三者での懇親会も年3回程度あります）。

弁護士同士も仲がよく、野球部、サッカー部等があり、法曹三者のゴルフもあり、私もちょこちょこ参加させてもらっています。

このように弁護士会を中心に今でもアットホームな雰囲気があり、そのようなところも定着した理由の一つです。

4. 生活について

宮崎県は気候も温暖で、冬でも東京のような寒さはありません。夏の日差しが強いことを除けば大変住みやすいです。

また、都会に比べれば物価等も安く、生活のしやすさも感じています。

5. まとめ

赴任した当初は3年の任期は長いなと思っていましたが、仕事が軌道にのると、最初の任期もあっという間に過ぎ、その後任期延長をくり返し、自然と定着することになりました。

今後は地域の弁護士としてこれまでと変わらず活動するとともに、弁護士だけではどうにもならない問題を地域の他の専門家、行政等と連携することを視野に活動範囲を広げていきたいと考えています。



事務所入口

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

1期 (1947/昭和22年)

一期生の一人が辿った途



会員 池田 浩一 (1期)

私は太平洋戦争終結後の昭和22年に創設された司法研修所の1期生(定員70名)に採用されて2年間修習しました。それから、法社会学を開拓された東大の川島武宜教授のご紹介で、法政大学の講師に就職し、民法と民事訴訟法を法社会学の視点に立って講義し、やがて法学部長になりました。当時の各大学は戦後の混乱期で労使紛争が多発していました。その中でも、「東の法政、西の立命館」といわれて、両大学の労働組合は活発でした。その頃、三鷹の市議会議長をしておられた衣笠武夫弁護士が東京女子体育大学の理事長を兼務しておられましたが、労働組合から労働委員会に調停を申し立てられまして、私は衣笠理事長に頼まれて理事に就任し、理事長代理人として調停に臨みました。調停を重ねた末、調停委員会から、「衣笠理事長が退任して池田理事が理事長に就任すれば、組合は調停申立を取下げろ」という案が出され、衣笠理事長はそれを承諾されて理事長を退任されました。学園の存続を願う衣笠氏の心情に心を打たれて私は理事長に就任し、私立大学協会の理事長会に出席するようになり、東京女子大学の湊晶子学長のご子息が湊信明弁護士であることを知りました。

私は若い頃から先輩弁護士と接触して、「どの弁護士も強か(したたか)だなあ、自分もそうならなければ一人前の弁護士になれない」と自分自身に

言い聞かせてきたのですが、湊弁護士に会って私の弁護士先入観は一変しました。素直(すなお)な仮の弁護士で十分やっていけるんだ、と感ずるようになりました。

1期の司法修習の終りの頃、数人の修習生仲間と、東京の下町に法律事務所を開いている弁護士さんの事務所に夕方伺って実情をお聞きしたことがあります。昭和24年頃で、木造2階建の家屋の玄関を入った畳敷きの小部屋が事務所でした。先生1人で事務員はいませんでした。恐る恐る「弁護士になると、どうなんでしょうか」と伺うと、「30代は食うや食わず。40代はやっと食える。50代になると何とかかなる、だ」と教えてくれました。それが弁護士仲間の常識だったようです。弁護士一筋で生きて来た人の自信が私たちに伝わって来ました。

私たち70人の司法修習生の内、54名が弁護士になりましたが、その後皆無事に弁護士生活を送ることができました。どうぞ新人の皆さん、1期生の頃は弁護士会が新任弁護士の面倒をみるというようなことは一切ありませんでしたが、今は弁護士会が新人弁護士の研修その他一貫して配慮してくれる時代になっていますので、それに乗って、そして自分自身も努力して道を切り拓いていくように工夫してください。心からお願いし、ご成功を祈ります。

人生経験に無駄なことはない

会員 加藤 博太郎



1 先日、自室を整理していると、私のこれまでの名刺がいくつか出てきた。机の上に並べてみると、その数5種類。法科大学院生、行政書士、東京都主税局主事、司法修習生、そして弁護士となった現在の名刺。我ながら、よく20代のうちに、これほどまでの肩書を経験したものだと、妙に感心してしまった。

2 私の20代は、常に司法試験とともにあった。東京都庁職員時代、徴税吏員として弁護士や税理士と折衝していたときも、もし自分が相手の弁護士や税理士の立場だったらどのように対応するだろうか、常に考えていた。税務申告書を通して垣間みえる民間の経済活動に思いを馳せていた。納税者の代理人として活動する専門家の姿に、都税事務所のカウンター越しに憧れを持っていた。ただ、カウンターの向こうの世界は、どこか遠い世界のようにも感じていた。

そして、20代最後の年に、私は弁護士になった。弁護士を志してから、すでに10年以上の月日が経っていた。

3 私は、現在、世界最大級のグローバルネットワークのメンバーファームであるプロフェッショナルファームの弁護士である。

仕事の内容は、契約書のレビューから、ガバナンス対応、労務案件の対応、著作権や広報資料の検討、訴訟支援、リスク判断と多岐にわたる。特徴的なのは、グローバル案件が多いことである。英文契約のレビューはもちろん、グローバルプロジェクトのリスクの検討、グローバルスキームの日本での適合性の検討、それらを外国法弁護士とともに対応していく。数は

少ないものの、海外の法律事務所とともに対応したり、英語以外の外国語で対応したりしなければならない案件もある。グローバル案件を通じて、海外の法制度や考え方に触れ、とても刺激的である。また、国際社会におけるビジネスの大きな潮流を感じることもできる。

4 日々の仕事で常にかけていることは、「人生経験に無駄なことはない」ということである。私は、司法試験に合格するまでは、人生を遠回りしているように感じて、焦ることもあった。また、そのときの経験が、将来の自分にどのようにつながるのか分からず、不安になることもあった。

しかしながら、弁護士の仕事をしてみると、前職での経験が、今の自分を支えていることに気づかされる。前職での税務や行政に関する知識はもちろん、組織の調整方法や、コミュニケーションの取り方、スケジュール管理まで、前職での経験のひとつひとつが日々の仕事に大きく活かしている。前職を経たことは、いつしか私のアイデンティティーになった。

5 昨今、司法制度改革を受けて、若手弁護士の境遇は苦しいように語られることも多い。弁護士という職業の将来を考え、不安になることもないわけではない。

しかしながら、どのような経験や境遇であったとしても、将来につながって、生きていくものと思う。「人生経験に無駄なことはない」、そう信じて、焦ることなく、日々の仕事に向き合いながら、弁護士の道を歩んでいきたい。

『イシューからはじめよ 知的生産の「シンプル」な本質』

安宅和人 著 英治出版 1,800 円 (本体)

弁護士と仮説について

会員 鈴木 啓太 (64 期)



昨年からは弁護士業は中断し、コンサルティングファームにて経営コンサルタントとして勤務している。畑違いの業界に臨むにあたって、これまで見向きもしていなかった分野の書物、いわゆる「ビジネス書」の乱読を試みた。ビジネス・経営の類をあつかった書物は、法律業界に負けず劣らず、百家争鳴である。その中で、最も印象に残った本を紹介したい。

本書の著者の経歴は、外資系コンサルティングファームに勤務した後、科学者としてイェール大学で脳神経科学の研究を行い、再度ビジネスの世界に復帰、というものである。

「分野がビジネスであろうとサイエンスであろうと、本当に優れた知的生産には共通の手法がある」

冒頭このように始まる本書は、弁護士を直接のターゲットにしたものではないが、知的生産業である弁護士にとっても示唆に富むものであると思われることから、内容を一部紹介する。

多くの成果を生み出す仕事のことを、コンサルティング業界では「バリューのある仕事」ということがある。

では、バリューのある仕事とは何か。本書では、「イシュー度」と「解の質」の両方が高いことを要件としている。「イシュー度」とは耳慣れないが、「自分のおかれた局面でこの問題に答えを出す必要性の高さ」と定義されている。同じく「解の質」とは、「そのイシュー（問題）に対してどこまで明確に答えを出せているかの度合い」とする。

本書では、仕事に取り組むにあたっては、まず本当に取り組むべき問題（「イシュー度」の高い問題）を絞り込み、その後、その問題について「解の質」を高める、という順序で行うべきとしている。反対に、長い労働時間を武器にして、様々な問題に手当たり次第に手を付ける（「根性に逃げる」）仕事の取り組み方では、バリューのある仕事は成し得ないとしている。

そして、「イシュー度」の高い問題を絞り込むにあたっては、常に「仮説」（その時点での結論）を持つことが有用とする。

私が本書を最も印象に残る本としたのは、この記述が原因である。「仮説」という用語は、弁護士業界で用いられることはあまりないと思われるが、弁護士も、いわゆる「見通し」を立てて事件処理に臨んでいる。私が司法修習生時代や法律事務所勤務時代に、ベテラン弁護士の仕事ぶりを見て感じたことは、新しい法律・判例の知識については十分に調査をした私の方が詳しいことはあったとしても、事件の「見通し」の正確さ、スピードではとても敵わないというものである。弁護士業においては、この「見通し」こそが、知的生産の中核をなすと今は確信している。

本書の紹介は以上だが、弁護士とコンサルタントの共通点について記載したので、相違点についても記載しておきたい。日々勤務する中で、両者の資料作成の目的の違いから、資料作成に関する発想に大きな違いを感じる。弁護士が資料を作成する場合には、とにかく全てを書いておくものである。民事裁判であれば弁論主義であるから勿論のこと、契約書作成その他文書作成であっても、「読んでいない方が悪い」という発想をもって、様々な可能性を想定して記載を尽くしておく。一方で、コンサルタントは、「読まなければ自分が悪い」という発想をもって、シンプルで読みやすい資料作成を行おうとする。かくいう私も、パワーポイントで依頼者向けの資料を作成する際に、「〇〇すべきである」と冒頭に大書した後、「ただし、～の場合は除く」などと延々追記し、先輩コンサルタントから「そういうのはいいから」とよく怒られる。法曹界とビジネス界の両者の末席を経験した私には、どちらの言い分もよく理解でき、異なる価値観を楽しむ日々である。

戦後70年を迎えるにあたっての談話

今から70年前の3月10日、東京大空襲により10万人以上の方が亡くなりました。全国各地への度重なる空襲、沖縄の地上戦、そしてその年の間に14万人の命が奪われた8月6日の広島への原子爆弾の投下、7万4千人の命が奪われた長崎への原爆投下、そして8月15日ようやく日本がポツダム宣言を受諾し戦争が終わりました。

この昭和の戦争において300万人を超える日本人の命が奪われました。

また、我が国は、植民地支配と侵略によりアジアの国々に対しその多くの生命・財産を奪い甚大な被害を与えました。

この戦争は、時の政府、軍部に対する民主主義的統制が全く機能しない状況下で、計画され遂行されて行きました。当時、警察等による多くの人権蹂躞事件が発生しましたが、昭和8年9月にはこれらの事件の弁護を中心的に担っていた東京弁護士会の会員10名が治安維持法違反で一斉に検挙されました。思想信条を守る弁護士の組織的活動はその後終息していくことになり、国民の思想信条の自由、表現の自由は大きく制限されることになりました。そして昭和12年には日中戦争が勃発し、当会会員弁護士15名が招集を受け、同年末までに中国大陸の戦線でそのうちの4名が戦死しました。当会は、応召会員の会費免除と戦死会員家族に対する慰問寄付金募集のための委員会の設置を決め、その後は戦争に協力する活動が中心になっていきました。多くの国民も当時の弁護士会もその戦争遂行に協力する社会が作られて行ったのです。

その結果もたらされたのが冒頭に述べた大きな惨禍です。この悲惨な歴史に対する反省の上に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こることのないようにすることを決意し」て、定められたのが現在の日本国憲法であります。

その前文に掲げられた恒久平和主義と第9条の戦争の放棄の規定の存在は、戦後70年間、自衛隊の活動に制約を設け、日本が戦争の当事者とならず平和国家としての道を歩み、国際社会の信頼を得るうえで多大な役割を果たしてきたものであ

ります。そしてその平和の中で、人権の保障も前進してきました。

私は、この戦後70年を迎えるにあたって、戦争に至る戦前の歴史とその後の平和な70年の歴史のそれぞれの重みに思いを致すとともに、戦争の惨禍をもたらしたことに対する反省を忘れることなく、その戦争の惨禍の中で生命財産を奪われた、すべての国の犠牲者に対し心から哀悼の意を表したいと思います。

一方、昨年の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に続き、現在進行中の集団的自衛権の行使を容認する安全保障法制の立法化の動きは、このような戦後の恒久平和主義に立脚した我が国の70年の平和的な存立の歴史を真っ向から否定するものとして到底許されるものではありません。

軍事的抑止力に頼ることは、かつての歴史が教えるように軍事力が軍事力を呼ぶ結果になること、強力な軍事力ほど民主的統制が困難で暴走の危険性があることに思いを致し、日本国憲法にうたう「諸国民の公正と信義に対する信頼」こそが「真の平和」、戦争防止の力となることを強く訴え、政府にかかる強力な外交努力を求めるものであります。

特に特定国をいわずらに仮想敵国扱いすることなく、すでに多くの国と経済的に相互に依存関係にあること、また民間外交や国際交流が進展している状況を踏まえ、人類愛と寛容に基礎をおいた外交により、国際社会で名誉ある地位を占めることを望むものであります。

東京弁護士会は、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会、そして真の平和を愛するすべてのみな様とともに、この日本国憲法の理念と基本原理を不斷の努力によって堅持し、戦争のない日本を引き続き維持するために全力を尽くすことを誓います。

2015年8月10日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

法律学
『ロールズとデザート 現代正義論の一断面』 亀本洋／成文堂
『法理論の再興』 Vesting, Thomas／成文堂
『新日本法規財団奨励賞受賞論稿集 平成26年度第4回』 新日本法規財団
『ある比較法学者の歩いた道』 五十嵐清／信山社
『法文化論の展開』 角田猛之／信山社

外国法
『中国子会社管理の実践マニュアル』 イーグルマトリックスコンサルティング株式会社／中央経済社
『アメリカの法曹倫理 第4版』 Rotunda, Ronald D.／彩流社
『アメリカ涉外裁判法』 樋口範雄／弘文堂
『デュー・プロセスと合衆国最高裁6』 小早川義則／成文堂
『中国ビジネス法務の基本がよ～くわかる本 第2版』 遠藤誠／秀和システム
『台湾ビジネス法務の基本がよ～くわかる本』 遠藤誠／秀和システム
『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』 北京市金杜法律事務所／商事法務
『初めての米国特許実務』 高岡亮一／中央経済社
『ビジネスマンのための中国労働法』 高橋孝治／労働調査会

憲法
『憲法の基底と憲法論』 岡田信弘／信山社
『憲法の規範力とメディア法』 ドイツ憲法判例研究会／信山社
『立憲主義について』 佐藤幸治／左右社
『金森徳次郎の憲法思想の史的探究』 霜村光寿／同成社
『日本国憲法の継承と発展』 全国憲法研究会／三省堂
『憲法とわれわれ』 徳永俊明／合同フォレスト
『熟慮と討議の民主主義理論』 柳瀬昇／ミネルヴァ書房
『憲法』 戸松秀典／弘文堂
『通信の秘密不可侵』の法理』 海野敦史／勁草書房
『マイナンバー制度』 渡邊雅之／日本法令
『金融機関のためのマイナンバー対応 Q&A50』 浅井弘章／経済法令研究会
『自治体のための特定個人情報保護評価実践ガイドライン』 大田区特定個人情報保護評価プロジェクトチーム／ぎょうせい
『憲法改正問題資料 上』 渡辺治／旬報社
『憲法改正問題資料 下』 渡辺治／旬報社

選挙法
『選挙権と国民権』 辻村みよ子／日本評論社

行政法
『行政書士のための行政法』 日本評論社
『勲章と褒章 新版』 佐藤正紀／全国官報販売協同組合
『逐条解説公文書等の管理に関する法律 第3版』 宇賀克也／第一法規
『行政法2 現代行政救済論 第2版』 大橋洋一／有斐閣
『行政救済法論』 後藤光男／成文堂
『国家賠償法』 宇賀克也／信山社出版
『土地資源をめぐる紛争』 山根裕子／日本評論社
『いちばんやさしい建築基準法 改訂版』 基準法を考える設計者の会／新星出版社
『プロのための建築法規ハンドブック 4訂版』 建築規定運用研究会／ぎょうせい
『消費者のための住宅リフォームの法律相談 Q&A』 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／民事法研究会

消防法
『建築消防 advice2015』 建築消防実務研究会／新日本法規出版
『“消防団基本法”を読み解く』 古屋圭司／近代消防社
『火災予防条例の解説 8訂版』 東京法令出版

防衛法
『逐条検討・戦争法制』 自由法曹団／自由法曹団

財政法
『財政健全化をめぐる法と制度』 日本財政法学会／全国会計職員協会

税法
『税務重要計算ハンドブック平成27年度版』 日本税理士会連合会／中央経済社
『判例裁判から見る加算税の実務』 佐藤善恵／税務研究会出版局
『税務形式基準の実務対応』 嶋崎／清文社
『相続税徴収処分と不服申立ての実務 2訂版』 中山裕嗣／大蔵財務協会
『Q&A 国税に関する不服申立制度の実務 2訂版』 黒坂昭一／大蔵財務協会
『“出国税”のしくみと手続き Q&A』 西村美智子／中央経済社
『法人税法 11訂版』 成松洋一／税務経理協会
『相続税修正申告と更正の請求の実務』 平川忠雄／税務研究会出版局
『判例・裁判例にみる贈与の税務判断』 税理士法人エーティーオー財産相談室／新日本法規出版
『Q&A 登録免許税の実務 第2版』 藤谷定勝／日本加除出版
『消費税簡易課税事例による業種区分の手引 改訂版』 神津信一／新日本法規出版

地方自治法
『自治体のための債権回収 Q&A 改訂版』 青田悟朗／第一法規
『自治体政策立案入門』 宇那木正寛／ぎょうせい
『よい自治体とは何か？ 財務分析からわかる地方自治体の現在と将来』 尾藤剛／金融財政事情研究会
『要説地方自治法 第9次改訂版』 松本英昭／ぎょうせい

民法
『新世紀民法学の構築』 池田真朗／慶應義塾大学出版会
『民事責任の法理』 滝沢昌彦／成文堂
『新版注釈民法4 総則(4)』 於保不二雄／有斐閣
『時効判例の研究』 松久三四彦／信山社
『新・判例ハンドブック 物権法』 松岡久和／日本評論社
『Q&A 道路・通路に関する法律と実務』 末光祐一／日本加除出版
『要綱から読み解く債権法改正』 第一東京弁護士会司法制度調査委員会／新日本法規出版
『Q&A 消費者からみた民法改正』 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／民事法研究会
『民法改正と不動産実務』 土地総合研究所／土地総合研究所
『判例にみる詐欺行為取消権・否認権』 高須順一／新日本法規出版
『契約書作成の実務と書式』 阿部・井窪・片山法律事務所／有斐閣
『現代型契約と倒産法』 現代型契約と倒産法実務研究会／商事法務
『活動状況報告2014年度 平成26年4月1日～平成27年3月31日』 自動車製造物責任相談センター／自動車製造物責任相談センター
『民法講義 第2版7 親族法・相続法』 近江幸治／成文堂

『別れてもふたりで育てる 子どもを犠牲にしない離婚と養育の方法』 Pedro-Carroll, JoAnne／明石書店
『身上監護の成年後見法理』 渡部朗子／信山社
『成年後見人の医療代諾権と法定代理権』 田山輝明／三省堂
『これからの後見人の行動指針』 成年後見センターリーガルサポート／日本加除出版
『専門職後見人と身上監護 第3版』 上山泰／民事法研究会
『未成年後見の実務』 日本司法書士会連合会／民事法研究会
『建物明渡事件の実務と書式 第2版』 大阪青年司法書士会／民事法研究会
『借地借家契約における信頼関係の破壊』 伊藤秀城／日本加除出版
『ケーススタディにみる専門家のための家族信託活用の手引』 石垣雄一郎／新日本法規出版
『交通事故における過失相殺率』 伊藤秀城／日本加除出版
『判例をよむ簡裁交通事故損害賠償訴訟の実務』 岡崎昌吾／司法協会

会社法
『改正会社法・施行規則等の解説』 岡伸浩／中央経済社
『立案担当者による平成26年改正会社法関係法務省令の解説』 坂本三郎／商事法務
『平成26年改正会社法 規則対応補訂版』 野村修也／有斐閣
『改正会社法解説と実務への影響』 上田純子／三協法規出版
『論点体系会社法補巻』 江頭憲治郎／第一法規
『会社法詳解 第2版』 柴田和史／商事法務
『会社法罰則の検証』 山田泰弘／日本評論社
『論点詳解平成26年改正会社法』 神田秀樹／商事法務
『Q&A グループガバナンスの実務』 奥山健志／商事法務
『企業責任と法』 企業法学会／文眞堂
『会社法・倒産法の現代的展開』 田辺光政／民事法研究会
『類型別中小企業のための会社法 第2版』 柴田和史／三省堂
『株式会社法 第6版』 江頭憲治郎／有斐閣
『企業金融と会社法・資本市場規制』 久保田安彦／有斐閣
『定款・各種規則の作成実務 第3版』 森濱田松本法律事務所／中央経済社
『詳解株式実務ガイドブック』 東京証券代行株式会社／中央経済社
『役員報酬の法務・税務』 石山卓磨／中央経済社
『コーポレートガバナンス・コードの実践』 武井一浩／日経BP社
『実践コーポレートガバナンス・コード作成ハンドブック』 今井祐／文眞堂
『上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの現状分析平成27年版』 中西敏和／商事法務
『株主総会の準備事務と議事運営 第4版』 森濱田松本法律事務所／中央経済社
『取締役ガイドブック 全訂第3版』 経営法友会／商事法務
『実務家のための取締役の競業取引・利益相反取引規制 第2版』 野口葉子／商事法務
『監査役監査の実務と対応 第4版』 高橋均／同文館出版
『監査役ガイドブック 全訂第3版』 経営法友会／商事法務
『IFRS 国際会計の実務 Japan Edition 5 上巻』 アンストアムバングLLP／レガスネグシス・ジャパン
『IFRS 国際会計の実務 Japan Edition 5 中巻』 アンストアムバングLLP／レガスネグシス・ジャパン
『IFRS 国際会計の実務 Japan Edition 5 下巻』 アンストアムバングLLP／レガスネグシス・ジャパン

『会計監査人論』 弥永真生／同文館出版
『Q&A 株式・組織再編の実務 1』 代宗剛／商事法務
『Q&A 株式・組織再編の実務 2』 森田恒平／商事法務

保険法

『生命保険支払専門士テキスト平成27年度』 生命保険協会

商業登記法

『商業登記ハンドブック 第3版』 松井信恵／商事法務
『商業登記の手続 14 訂版』 日本法令商業登記研究会／日本法令

刑法

『刑法 第4版』 小林充／立花書房
『大コンメンタール刑法 第3版第1巻』 大塚仁／青林書院
『私の刑法研究』 西原春夫／成文堂
『理論刑法学の探究8』 川端博／成文堂
『違法性と犯罪類型、共犯論』 佐伯千仞／信山社出版
『加害者家族支援の理論と実践』 阿部恭子／現代人文社
『犯罪分析ステップ60』 Clarke, Ronald V.／成文堂
『非行・犯罪心理学』 松浦直己／明石書店
『刑事政策概論 全訂第7版』 藤本哲也／青林書院
『刑務所改革』 澤登文治／集英社
『弁護人のための更生支援ハンドブック』 金沢弁護士会／金沢弁護士会刑事弁護センター更生支援プロジェクトチーム

裁判事件

『裁判に尊厳を懸ける』 大川真郎／日本評論社

司法制度・司法行政

『日本の最高裁判所』 市川正人／日本評論社
『弁護士のワークライフバランス』 中村真由美／明石書店
『法曹の倫理 2.1 版』 森際康友／名古屋大学出版会
『弁護の技術と倫理』 Parry, Sir Edward Abbott／日本評論社
『弁護士経営ノート』 弁護士業務研究所／レクシスネクシス・ジャパン

訴訟手続法

『民事実務講義案 5 訂版 3』 司法協会
『スラップ訴訟とは何か』 ウガヤヒロミチ／現代人文社
『事実認定体系 契約各論編 1』 村田渉／第一法規
『事実認定体系 契約各論編 2』 村田渉／第一法規
『調停にかかわる人にも役立つメディエーション入門』 安藤信明／弘文堂
『倒産法実務の理論研究』 岡仲浩／慶應義塾大学出版会
『再建型倒産手続実務ハンドブック』 古川和典／ぎょうせい
『実践企業・事業再生ハンドブック』 KPMG FAS／日本経済新聞出版社
『業界別事業再生事典』 鈴木学／金融財政事情研究会
『企業再生の現場から』 渡辺顕／商事法務
『事業譲渡・会社分割による事業再生 Q&A』 村上博一／中央経済社
『クロスボーダー事業再生』 アンダーソン毛利友常法律事務所／商事法務
『家事事件・人事訴訟事件の実務』 東京家事事件研究会／法曹会
『相続関係事件の実務』 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい
『子の親権・監護の実務』 高橋信幸／青林書院
『離婚調停・遺産分割調停の実務』 日本司法書士

会連合会／民事法研究会
『家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務 第2版』 片岡武／日本加除出版
『「子どもの引渡し」の法律と実務 3 訂版』 大江千佳／清文社
『逐条解説非訟事件手続法』 金子修／商事法務
『刑事訴訟法 第5版』 小林充／立花書房
『それでもボクは会議で闘う』 周防正行／岩波書店
『警察官のための刑事訴訟法講義 第2版補訂版』 津田隆好／東京法令出版
『刑事手続における審判対象』 辻本典央／成文堂
『刑事訴訟法理論の探究』 川崎英明／日本評論社
『事件記録教材第16号』 法務省法務総合研究所
『責任能力弁護の手引き』 日本弁護士連合会刑事弁護センター／現代人文社
『Q&A 実例適正捜査の分かれ道』 伊丹俊彦／立花書房
『裁判員裁判の臨床的研究』 林弘正／成文堂
『裁判員裁判時代の刑事裁判』 安廣文夫／成文堂

少年法

『少年法入門 第6版』 沢登俊雄／有斐閣

経済産業法

『消費者集団訴訟特例法の概要と企業の実務対応』 太田洋／商事法務
『独占禁止法 第2版』 菅久修一／商事法務
『独占禁止法ガイドブック 平成27年5月改訂版』 公正取引協会／公正取引協会
『逐条解説平成26年11月改正景品表示法』 黒田岳士／商事法務
『景品表示法ガイドブック 27年2月改訂版』 公正取引協会／公正取引協会
『福島原発事故賠償の研究』 淡路剛久／日本評論社
『建設業の許可の手びき 改訂23版』 建設業許可行政研究会／大成出版社
『親族外事業承継の考え方・進め方』 永松博幸／清文社
『ファンド契約の実務 Q&A』 本柳祐介／商事法務
『金融商品ガイドブック 2015年度版』 金融財政事情研究会／金融財政事情研究会
『貿易実務の基本と三国間貿易完全解説』 中矢一虎／中央経済社
『決済から金融を考える』 木下信行／金融財政事情研究会
『Q&A そこのあたりから金融モニタリング続』 江平享／金融財政事情研究会
『民法改正で金融実務はこう変わる！』 三井住友信託銀行株式会社／清文社
『金融取引からの反社会的勢力排除』 日本弁護士連合会／金融財政事情研究会
『Q&A 土砂災害と土地評価』 内藤武美／プログレス
『逐条詳解不動産鑑定評価基準 新版』 黒沢泰／プログレス

知的財産法

『はばたき -21 世紀の知的財産法』 小泉直樹／弘文堂
『新しい商標と商標権侵害』 青木博通／青林書院
『商標審査基準 改訂第11版』 特許庁／発明推進協会

労働法

『労働法実務講義 第3版』 大内伸哉／日本法令
『労働法の世界 第11版』 中窪裕也／有斐閣
『最先端の議論に基づく人事労務担当者のための書式・規定例』 倉重公太郎／日本法令
『ダイバーシティマネジメントの実践 豊富な事例で学ぶ、多様な雇用の実際』 東京都社会保険労務士会／労働新聞社
『労働問題を読み解く民法の基礎知識』 森井利和／労働調査会
『変貌する雇用・就労モデルと労働法の課題』 野

川忍／商事法務
『労務管理の理論と実践』 河野順一／産労総合研究所出版部経営書院
『パートタイム労働法 Q&A 改訂版』 労働調査会／労働調査会
『労働組合の結成・運営 第2版』 君和田伸仁／中央経済社
『労働協約法』 野川忍／弘文堂
『元厚生労働事務官が解説する労災保険実務標準ハンドブック』 高橋健／日本法令

社会福祉法

『わかりやすく役に立つ介護専門用語集 4 訂版』 山中健次郎／介護労働安定センター
『徹底解説！介護保険制度のすべて』 金野充博／日本法令

医事法

『アドヒスディレクティブ 終末期医療の事前指示』 浅井正行／多賀出版
『循環器疾患の治療の現場から（東京法律相談運営連絡協議会研修 DVD）』 廣井透雄／東京法律相談運営連絡協議会

薬事法

『毒物及び劇物取締法解説 第38版』 毒劇物安全性研究会／薬務公報社

環境法

『廃棄物処理法 Q&A 7 訂版』 英保次郎／東京法令出版
『水俣病の民衆史 第1巻』 岡本達明／日本評論社
『水俣病の民衆史 第2巻』 岡本達明／日本評論社
『水俣病の民衆史 第3巻』 岡本達明／日本評論社
『水俣病の民衆史 第4巻』 岡本達明／日本評論社
『水俣病の民衆史 第5巻』 岡本達明／日本評論社
『環境訴訟法』 越智敏裕／日本評論社

社会保険法

『社会保険・労働保険の事務百科平成27年4月改訂』 社会労働保険実務研究会／清文社
『年金相談標準ハンドブック 15 訂版』 井村丈夫／日本法令

教育法

『教育管理職のための法常識講座』 梅野正信／上越教育大学出版会

国際法

『国際儀礼の基礎知識』 寺西千代子／全国官報販売協同組合
『ニュルンベルク裁判』 芝健介／岩波書店
『自分で読み書きできる英文ビジネス契約書』 野副靖人／中央経済社
『現代の国際刑事法』 森下忠／成文堂
『外国人の人権へのアプローチ』 近藤敦／明石書店
『外国人雇用の実務』 近藤秀将／中央経済社
『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内 15 訂版』 出入国管理関係法令研究会／日本加除出版
『外国人雇用実戦ガイド』 佐野誠／レクシスネクシス・ジャパン

医学書

『婦人科ロボット支援手術』 平松祐司／メジカルビュー社
『CT・MRI 画像解剖ポケットアトラス 第4版 1』 Möller, Torsten B.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『CT・MRI 画像解剖ポケットアトラス 第4版 2』 Möller, Torsten B.／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『ロコモティブシンドロームのすべて』 大江隆史／日本医師会